平成26年第3回羅臼町議会定例会(第1号)

平成26年9月12日(金曜日)午前10時開議

〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名 日程第 2 会期の決定 日程第 3 諸般の報告 日程第 4 町長行政報告 日程第 5 議会改革推進特別委員会報告 日程第 6 一般質問 日程第 7 議案第39号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることに ついて 日程第 8 報告第 6号 専決処分した事件の承認について 議案第32号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算 日程第 9 議案第33号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正 日程第10 予算 日程第11 議案第34号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算 議案第35号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会 日程第12 計補正予算 日程第13 議案第36号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関す る条例の一部を改正する条例制定について 日程第14 議案第37号 工事請負契約の締結について 日程第15 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 認定第 1号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定につ 日程第16 いて 日程第17 認定第 2号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について 日程第18 認定第 3号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について

日程第19 認定第 4号 平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳

日程第20 認定第 5号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会

入歳出決算認定について

計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第 6号 平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定 について

日程第22 報告第 7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第23 報告第 8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について (日程第16、認定第1号~日程第21、認定第6号及び 日程第22、報告第7号及び日程第23、報告第8号

8件一括)

日程第24 発議第 7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を 求める意見書

日程第25 発議第 8号 土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書

日程第26 発議第 9号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中 止を求める意見書

日程第27 発議第10号 電気料金再値上げに反対する意見書

日程第28 各委員会閉会中の所管事務調査の件

〇出席議員(10名)

議長 10番 村山修一君 副議長 臣君 9番 松 原 良 君 1番 湊 屋 稔 君 2番 田 中 二君 3番 髙 島 譲 髙 村 和 史 君 4番 小 野 哲 也 君 坂 本 志 郎 君 5番 6番 晶君 7番 鹿 又 政 義 君 8番 佐藤

〇欠席議員 (0名)

〇地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長 脇 紀美夫 君 副町 長 鈴 木 日出男 君 教 奆 長 池田栄寿君 監査委員 賴男君 浦崎 石 川 教育委員長 勝君 企画振興課長 川端達也君 洋 二君 税務財政課長 総務課長 太 田 高 橋 力 也 君 二君 納税担当課長 長 屋 五十嵐 勝 彦 君 修 環境生活課長 保健福祉課長 対 馬 憲 仁 君 保健福祉課長補佐 洲崎久代君 地域包括支援センター課長 健 治 君 堺 昇 司 君 斉 藤 水産商工観光課長 水産商工観光課長補佐 平 田 充 君 田澤道広君 水産商工観光課長補佐 学 務 課 長 建設水道課長 北澤正志君 中田 靖 君

社会教育課長 石田順一君 会計管理者 野理幸文君

〇職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 次 長丸山 晃君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長(村山修一君) おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成26年第3回羅 臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(村山修一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番湊屋稔君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長(村山修一君) 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたい と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(村山修一君) 日程第3 諸般の報告を行います。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修について報告がありました。

次に、羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議 長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長(村山修一君) 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを 許します。

町長。

〇町長(脇 紀美夫君) おはようございます。

平成26年第3回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様には万障繰り合わせ、御出席をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、2件、行政報告を申し上げます。

1件目は、台風11号による8月11日に発生した大雨、土砂被害の対応についてであります。

台風11号の影響により8月10日、午後9時36分に大雨警報が、また翌11日午前4時40分に洪水警報、その後、午前6時30分に土砂災害警戒情報が発令されましたので、同時刻に羅臼町災害対策本部を設置いたしました。

午前7時10分に道道知床公園羅臼線岩見橋から相泊間が通行どめとなり、これまでにない降雨の強さから警戒の必要ありと判断し、午前7時30分に町内全域に避難勧告を発令すると同時に町内5カ所に避難場所を開設いたしました。

その後、北浜、相泊区間の天候状況が悪化し、さらに危険な状況になりましたので、午前8時30分にこの地区を避難指示に切りかえいたしました。

午前8時55分ころ、瀬石地区で土砂崩壊が発生し、道路下にある昆布乾燥小屋が損壊いたしました。さらには、小規模ながら多くの土砂崩壊箇所があり、漁家の給水パイプなどの破損もあり、現地入りしていた職員から給水等が必要であると報告を受けたため、漁業協同組合と共同で午前11時00分と午後2時10分の2回にわたり、瀬石から崩浜地区の方々に対し、一次的な措置ではありますが水を漁業協同組合指導船で運搬いたしました。

また、この地区には1名の透析患者がおり、当日、受診日でありましたので救急車で搬送し、無事、透析治療することができました。

このほかに、町内各所において床下浸水や小規模の土砂崩壊等が発生いたしましたが、 幸いにして人的被害はありませんでした。

避難状況といたしましては、羅臼小学校に2名、農林漁業体験実習館に3名の計5名の 観光客やキャンパーが避難しております。

今回設置した対策本部には、釧路開発建設部中標津道路事務所、中標津警察署、羅臼海 上保安署、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼漁業協同組合より情報連絡員を派遣していただ き、情報共有を図ったところであります。

また、職員が行くことができなかった現場では消防団の出動をいただき対応に当たっていただきました。この日の1時間当たりの最大降水量が39ミリメートルを記録し、3時間当たりの降水量も83ミリメートルとなり、2005年以降では1時間降水量が2番

目、3時間降水量は最大となりました。

今回、土砂崩落で道道知床公園羅臼線が通行どめになり孤立化した瀬石、相泊地区住民 との連絡体制や漁業協同組合を初めとする関係機関との連携が重要であると感じたところ であり、今後も住民や関係機関との防災体制の強化を図ってまいります。

また、羅臼町内には北海道が土砂災害危険箇所として土石流危険渓流箇所63カ所、急傾斜地崩落危険箇所122カ所を示しておりますので、この後、北海道とともに町民説明会を順次開催し、理解を求めていくこととしております。

なお、危険箇所につきましては、北海道のホームページで閲覧できますので、広報で周 知してまいります。

2件目は、既にお手元に配付してございます9月10日現在における市場の鮮魚取扱高の状況でございます。

トータルで見ますと、本年9月10日現在で昨年から見て数量では対前年比72%、金額では対前年78%と減少している状況にございますけれども、昨年は特に8月から始まったイカ漁が豊漁であったという特殊事情がございます。そういう中にあって、特にホッケ漁につきましては対前年39%の取扱高となっているという、非常に不漁が続いている状況がございます。

ただ、今、申し上げましたように、このトータル数字につきましては昨年のイカの特所 事情が入っていることから、一昨年、平成24年度同期と比べてどうだったかということ を見ますと、ほとんど変わっていないと、同様の取り扱い状況であるということでありま す。今後の本格的に始まりましたイカ漁、あるいはサケ漁、そして安全操業等々の今後の 漁に期待をしているところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

なお、本日の定例会には、報告3件、議案8件、その8件の内訳として補正予算4件、 条例の一部改正1件、工事契約の締結1件、規約変更1件、人事案件1件であります。

また、決算認定6件を提出しております。議案等の提出理由、内容につきましては人事 案件につきましては私から、その他の議案等については副町長、担当職員にして説明いた させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長(村山修一君) これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議会改革推進特別委員会報告

○議長(村山修一君) 日程第5 議会改革推進特別委員会報告を議題とします。 委員長の報告を求めます。

議会改革推進特別委員会委員長小野哲也君。

○議会改革推進特別委員会委員長(小野哲也君) 議会改革推進特別委員会報告書。
羅臼町議会議長村山修一様。

議会改革推進特別委員会委員長小野哲也。

本委員会に付託された調査事件について、調査結果を別紙のとおり、会議規則第75条の規定により報告します。

- 1、審議件名、議会改革推進について。
- 2、委員会開催日、平成24年6月28日から平成26年6月23日。
- 3、審議の経過と結果。

議会は、議員による討論の場であり、自由闊達な議論を通じ町政における課題、論点、 争点を町民に明確にする責務があるものでありますが、現在の議会は受け身で、政策の問 題点を明らかにする議論が少なく、政策提案も少ない。

地方分権が進む中で、議会がその機能を十分に発揮し、町民の付託に応えるため、議会の活性化を図る必要があるため、平成24年5月16日開催の第2回臨時会において設置されたものであります。

本委員会は、平成24年6月28日から平成26年6月23日までの間、12回の審議を行い、その間、議会のさらなる改革と住民の議会活動に対する理解をいただくため議論を重ね、収束を見ましたので次のとおり結果報告をいたします。

- 1、議員定数につきましては、これ以上の議員削減は議会自体の機能低下を招くと判断 し、10人を最少人数とすることといたしました。
- 2、当初予算については、予算特別委員会を設置しての予算審議を実施することとし、 既に平成25年度予算から試行しております。ただし、改選期等につきましては、別途協 議することとします。
- 3、議会だより編集特別委員会につきましては、次期、編集委員に編集の一部業者委託 を含め協議を委ねることとし、4人全委員を任期中に一度、研修に参加することとしま す。
 - 4、一般質問の制限時間の変更につきましては、現状のとおり60分とします。
- 5、一般質問の通告に対し、答弁書の事前提出につきましては現状どおりなしとします。
- 6、議会のテレビ、無線、インターネット等の中継につきましては、設備等のこともあり、できるものから早く実施することとします。
- 7、広報誌のより一層の充実につきましては、広報編集特別委員会にて協議していくこととします。
- 8、会議録等のホームページの記載につきましては、ホームページに掲載し、実施する こととなり、既に実施済であります。
- 9、土曜、休日、夜間等の議会、委員会等の開催につきましては、他町等の実例から効果が薄いことから実施せずとします。
- 10、議会、委員会等の積極的な公開につきましては、原則公開ですので現状どおりとします。

- 11、議員の議案ごとの賛否につきましては、賛成数、反対数を広報等で公表することとします。
- 12、議員の調査、政策力の向上につきましては、政務調査費は現時点では考慮しないこととします。
 - 13、定例会の会期につきましては現状どおりとします。
- 14、町民に対する議会報告、意見交換会等の実施につきましては、各種団体と実施していくこととします。
- 15、特別職と議員の期末手当の割合並びに議員報酬につきましては、今後、羅臼町の特別職、委嘱委員、議員の報酬は、管内等に準じた水準にすべきと考えます。
- 16、羅臼町自治基本条例の制定につきましては、今後の議会報告、意見交換会等で意見集約をし、検討していくことにしました。

最後に平成24年6月第1回委員会から、平成26年6月まで12回にわたり議会改革 推進について真摯に議論していただいた委員の皆さんに心より感謝申し上げ、本委員会の 報告といたします。

以上です。

○議長(村山修一君) 報告が終わりました。

以上で、日程第5 議会改革推進特別委員会報告は、報告済みといたします。

◎日程第6 一般質問

○議長(村山修一君) 日程第6 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番田中良君。

〇2番(田中 良君) 通告に従い、一般質問をいたします。

先ほど、町長から行政報告がありましたとおり、先月8月、日本各地で未曾有の風水害により各地で土砂災害が起きておりました。それにつきまして私も今回、一般質問の中で羅臼町における防災対策の現状はどこまで進んでいるのかということで一般質問したいと思います。

まず、その前に今回の8月11日に対しましての土砂災害につきまして、羅臼町の行った防災体制につきまして、この場をおかりまして職員の皆さん、また町長の早期判断により人的被害がなかったことを大変嬉しく思っております。職員の皆さん、本当に御苦労さまでございました。それでは、質問に入りたいと思います。

このように暴水害が日本各地でいろいろなことが起きております。その中で特に私たちは東北の大震災を踏まえまして、羅臼町も防災体制を引かれているところでございますが、これから風、水、雪、土砂害、津波、高潮などの防災対策がどのように羅臼町が組んでいるかということが大変、重要となります。

その点につきまして、周知から避難、解除、復旧までのプロセスのほうを町長にお聞き したい思います。

2番目につきましては、羅臼町の医療施策につきまして、現状を踏まえてどのような考え方を持っているのか、また現在の医療体制で羅臼町の福祉と健康の施策はどのような展開になるのか、町長のお考え方を聞きたいと思います。

その中で特に3点お願いいたします。まず、1点目に現状につきまして、あと2点目につきましては連携体制の確定につきまして、3番目は今後の展開と課題につきまして、この3点をお願いしたいと思います。

3番目に羅臼町における公共施設マネジメントの取り組みについて、町長、教育長のお 考え方をお示し願いたいと思います。

特に、全国で今、公共施設がちょうど老朽化とか、いろいろな問題で見直しをかけている事例となってきております。特に、羅臼町も箱物は少ないと言えども公共施設を取り巻く環境は非常に厳しい状態となっております。特に文教施設など、今回は重点を置いてお聞きしたいと思います。

2点目に公共施設の現状と課題について、これも今回、新中学校を建設することも踏ま えまして、文教施設に重点を置いて御答弁願いたいと思います。

以上、3点につきまして壇上からの質問といたします。

- 〇議長(村山修一君) 町長。
- **〇町長(脇 紀美夫君)** ただいま、田中議員より3件の御質問をいただきました。

1件目の羅臼町における防災体制の現状はどこまで進んでいるのか、風、水、雪、土砂 災害、地震、津波、高潮への防災対策として周知から避難、解除、復旧までのプロセスは との御質問であります。

御質問の内容が広範囲にわたっておりますので、総合的にまとめてお答えをさせていた だきますが、先刻の行政報告の内容と重複する部分もありますが、通告に添って御答弁申 し上げます。

災害に強い人づくり、町づくり、体制づくりに向けて防災意識の普及啓発、防災訓練の 実施、大規模災害に備えた初動体制の充実強化を関係機関などと連携しながら、羅臼町地 域防災計画に基づいて総合的な防災体制の充実、強化に取り組んでいるところでありまし て、その中心となる羅臼町防災会議の委員として本年から新たに釧路教育大学の准教授、 釧路気象台、羅臼漁業協同組合に参加いただいたところであります。

防災意識の普及啓発では、現在の知床らうす国保診療所の田川所長を初め、羅臼町女性 団体連絡協議会や各団体、組織等により研修会や講演会を実施していただいているところ でありまして、各町内会におきましても独自で研修等を行っており、町民の防災意識が高 まってきているものと感じております。

防災訓練では、毎年行っております6月の羅臼町防災訓練に本年度の参加者が1,38 8人で、約25%の町民に参加いただいたほか、昨年10月には自衛隊や海上保安、診療 所などの関係機関で総合防災訓練を実施し、陸上自衛隊、海上保安署、北海道防災へリコプターの3機のヘリコプターが参加し、大規模災害に備えた訓練も実施いたしました。

各町内会における地域防災組織につきましては、例年、設立に向けてお願いをしている ところでありまして、本年新たに二つの町内会が設立し、11組織となったところであり ます。

防災無線の個別受信機につきましては、新しいものに変更し、故障した家庭には即座に配付できるようにしたほか、災害備蓄品につきましては本年度でほぼ当初計画に達する予定であります。

また、災害対策本部を設置した際には自衛隊、海上保安署、駐在所のほか、昨年より新たに開発局、北海道建設管理部、北海道電力から情報連絡員として職員が派遣されており、情報収集が迅速化されました。

そのほか、関係機関による研修会等に担当職員を派遣し、知識と技能を習得させるなど をしており、今後におきましても防災体制の強化に努めてまいります。

各種災害に対する防災対策として、周知から復旧までのプロセスとの質問であります。 このことにつきましては、基本的な考え方としては全ての市町村が求められていることで ありますが、素早い行動と素早い判断であります。日ごろから関係機関との連絡を密にし て、より早く情報を得て躊躇することなく判断する、また解除や復旧につきましては、現 状を正確に把握して関係する機関と十分協議し、決定しなければならないと考えておりま す。

いつ発生するかわからない自然災害でありますので、十分な体制がとれないこともあるかと思いますが、情報収集、町民周知、現状確認を素早く行うことを第一として進めてまいります。

次に、2件目の地域医療について、2点の御質問であります。

1点目は、羅臼町の医療施策について、現状を踏まえての考え方についてでございます。

誰もが住みなれた地域の中で健やかに心豊かに、安心して暮らし続けることができる社会の実現は地域住民の願いであり、こうした社会を支える基盤である医療施策は重要な課題であります。

このため、町では平成20年11月、羅臼町医療ビジョンを策定し、これまでも医療連携会議を開催するなど、関係部門の情報共有や課題解決に向けた検討を行いながら、保健、医療、福祉サービスを総合的、包括的に提供できる地域包括ケアシステムを構築し、医療、保健、福祉、介護の連携強化に努めてきたところであります。

しかしながら、その中核を担う国保診療所では看護師の不足が続いており、夜間の救急 対応などは依然として厳しい状況にあることに加えて、去る7月末には平成22年7月か ら4年間にわたり町立診療所の所長として御尽力いただきました手塚先生が勇退されたと ころであり、常勤医師が現在1名体制となりました。 このことから、常勤医師や医療スタッフが疲弊を招かないためにも町の医療経営・再生の両アドバイザーや診療所の指定管理者である社会医療法人孝仁会とともに、道内のみならず道外、特に関東や九州方面においても医療施設等への訪問などを行うなど、医師や看護師確保対策を行っているところであります。

今後におきましても町民のためのみんなで育む、みんなの診療所であり続けるために社会医療法人孝仁会とともにその役割を果たしながら地域包括ケアシステムの中核を担う診療所の持続可能な医療体制を維持するとともに、住みなれた地域社会で生活していくための支援システムの確立に努めてまいります、

2点目は、現在の医療体制における羅臼町の福祉と健康施策の展開についてでございます。

高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が地域で暮らし続けられるよう 地域包括ケアを推進することに加えて、いつまでも明るく、楽しく、元気よく暮らすこと ができるよう、生活習慣病や社会環境の改善を通じて、子供から高齢者までがライフス テージに応じて健やかに心豊かに生活できる、活力ある社会の実現が求められておりま す。

地域包括ケアを推進するためには認知症支援策の充実や在宅医療の推進、高齢者にふさ わしい住まいの計画的な整備や生活支援サービスの提供などが求められているところであ り、特に認知症支援策の充実や在宅医療の推進につきましては、医療との連携や工夫が必 要になる分野でもあります。

中でも認知症支援策の充実につきましては、診療所との連携を図りながら認知症ケアパスの作成、普及の取り組み、あるいは認知症の早期発見、早期対応の体制の整備、さらには認知症ケアに携わる多職種との協働研修の実施のほか、地域ケア会議の定着を図ることなどが重要であると考えております。

また、町民の健康増進を図ることは急速に高齢化が進む町にとっても、一人一人の町民にとりましてもとても重要な課題であります。

このことから、これまでの取り組みの評価や新たな健康課題など踏まえ、国が推進する 21世紀の国民健康づくり運動、健康日本21の趣旨に添って、健康らうす21を策定したところであります。

健康らうす21は生活習慣病の予防、生活習慣、社会環境の改善、心の健康など、これからの長寿社会を心身ともに健やかで活力ある生活を送ることができるよう、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間、健康寿命を延ばすことを目指しており、特に診療所におきましては健康診査の必要性や肺年齢測定など、予防や健康増進をテーマにした講演会や出前講座なども積極的に行われているところであります。

今後におきましても、町の福祉と健康施策の展開に対し、診療所が担う役割は大きいも のであると認識しておりますので、持続可能な医療体制を確保するとともに、子供から高 齢者までが健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目指す取り組みを進めてまいります。

3件目は、羅臼町における公共施設マネジメントの取り組みについての考え方に関する質問で、特に文教施設とのことでございますけれども、教育長にも答弁を求められておりますけれども、総体的に私のほうから答弁させていただきます。

1960年以降の高度経済成長期において、全国的に整備が進められてきた公共インフラや公共施設について、近年各地でその老朽化に伴う事故等も発生し始めている中にあって、これらの維持のためのメンテナンスや修繕、あるいは更新等の必要性が高まってきておりますが、維持、更新等には大きな財政投資が必要とされることから、厳しい経済情勢や人口減少などを背景に今後の社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるために、財政運営と連動させながら公共施設を管理、活用する仕組みとして公共施設マネジメントを導入する動きが出てきていると認識するところです。

御質問の1点目の公共施設を取り巻く環境についてと、2点目の公共施設の現状と課題 については関連がありますので一括してお答えいたします。

我が町におきましても、これまでの歴史の中でさまざまな公共施設の整備を進めてきておりますが、近年、その老朽化への対策や保健、福祉施設にかかわる住民ニーズへの対応として、これまでに公民館、町民体育館の大規模改修、小学校の統廃合と校舎新築、民間支援も含めた介護施設や診療所の新設などを進めてきたところであり、現在進めている町立中学校の新築事業もその大きな一つであります。

課題として残っているのは、大規模公共施設整備については新中学校建設はほぼ道筋がついたものと思っておりますし、町営住宅の長寿命化計画も策定いたしましたので、今後、整備の検討をしてまいります。

また、経年劣化や長寿命化にかかわる公共施設のメンテナンスや維持、更新への対応が 求められていると考えますが、今年度から3年かけて羅臼小学校の屋根の改修に着手いた しましたし、町道の公住橋改修工事も進めているところであります。

厳しい財政事情や科学技術の進展に伴う生活スタイルの変化、人口減少や少子高齢化が進む中、施設の必要機能を維持しつつ、複合的な集約化も含め検討しながら維持可能な公共施設運営を行っていくことが必要と考えているところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(村山修一君)** 田中君。
- **〇2番(田中 良君)** それでは再質問いたします。

まず、1点目につきまして、先ほど冒頭で申したとおり羅臼町の対応は今回の例を見ますと大変、迅速で適用だったと感じております。

これから秋に向かい、さらに冬に向かって高潮とか風雪害が発生するに当たりまして、 今回、羅臼町がとった体制につきましては大変、モデル的にはいいことだと思っておりま す。迅速な対応だったと、私も考えております。

それにつきまして、この中におきまして今回、一番思っていたことは先ほど町長の冒頭 挨拶の中にもありました、各種団体等と連絡をとりながら、その対応を進めるということ でありました。

その中で特にお願いしたいのは、これだけ羅臼町は広範囲の町です。各町内会の団体、 17町内に分かれていて、これが一番、うちの主観的な対応になるかと思われます。特に 避難所につきましても職員が羅臼町全体に散っております。実際に防災の本部ができるま での間ちょっと、多少タイムラグが発生するかと思われます。

その点を踏まえまして、特に避難所につきましては迅速に開設できるような体制は羅臼 町はとられたほうがよろしいかと思われます。その辺あたりを思いまして、町長のお考え 方をまず1点、お聞かせください。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 今回の対応につきまして、いろいろと紹介いただいたことにつきまして御礼申し上げたいと思いますけれども、当然、情報の共有化ということについては今でも進めておりますし、これからもより一層進めていく必要があろうというふうに思っている中にあって、今、御質問ございました避難所の開設、これは職員が行かなければ開設しないということでなくて、当然、そこに住む町内会の皆さん等々の協力をいただきながら避難所はまず開設するという中にあって、職員が行けない場合もあります、先ほど申し上げましたように。

いつ、いかなる状況の中で災害が起こるかわからない、避難所を開設する必要が出てくるということも考えたときに、職員が行けなくても避難所を開設できる体制をとりたいという思いの中で、各町内会にも協力を求めていきたいと思っておりますし、3月の定例会でもたしか行政執行方針の中でも言及したと思いますけれども、できれば各町内会ある地区に情報連絡員と、災害等にかかわる情報連絡員というものを設置することも検討してまいりたいと。

申しますのは今、御指摘のとおり、羅臼の場合は細長い町で状況が違うと、この栄町で 雨が降っていても峯浜では降らないとか、あるいは松法で大雨が降っているという状況が 違いますから、そういう面では各地区の状況を踏まえる、情報をとるということも必要に なってきますので、そういう面では情報ということも含めて、避難所の開設ということに ついては行政のみならず地域の人方の協力をいただきながら進めてまいりたいというふう に思っています。

〇議長(村山修一君) 田中君。

〇2番(田中 良君) ぜひ、そのような取り組みをいち早くやっていただきたいと思います。

それにつきまして今回、土砂災害におきましては羅臼町は人的に被害がなく、被害はありましたけれども、いろいろなことで対応は早かったと認知しております。

そのような感じを見ますと、やはり起きた後の対応が今回は早かったのですけれども、 やはりそういう体制も、復旧までの部分、先ほど町長が冒頭でおっしゃったとおり羅臼町 はやはり山がすぐ近く、危険な箇所がいっぱいあります。当然、町長が今申したとおり気 象条件も違いますし、各地域での気象条件が異なることはもう、羅臼町は最大の気象条件 の中で動いていることでありますし、その辺を踏まえまして、ぜひ防災、起きた後の復旧 につきましてもいち早く、今回のようないち早い復旧のほうをお願いしたいと思います。 これにつきましてはお答えは結構でございます。

それでは次、2点目につきまして、まず公共施設マネジメントについてなのですけれども、先ほど私が質問したとおり、実は総務省のほうから大体、今は10万人以上の都市をまず公共施設の見直しをかけなさいということで指導を受けて、まだ町村までにはマネジメント計画書を作成しなさいという指示は出てないと思います。

しかしながら、羅臼町の場合ですと先ほど町長がお答えのとおり、中学校とか大型施設を今、建設を計画しております。この辺あたりをずっと調べていろいろ私も資料を集めたところ、小中学校とかに、やはりうちの町は防災体制をまず1点、待たせたいという町長のお考え方を聞きました。その辺のあたりにつきましてもほかの町ではいろいろな防災のみでなく、多種多様に使えるような施設を勘案しているということを取り組んでおります。

先ほど町長が申したように、公共施設をこれから延命化させるためには莫大な経費がかかります。当然、ほかの市町村のやつをちょっと見させていただきますと、市民とか町民負担がかなり多くなります。そういうことを踏まえまして、ぜひ、羅臼町もやはり今の現状の施設がかなり老朽化しているのは事実であります。その辺を含めまして、町長のお考え方、マネジメントの作成を羅臼町は執り行うかどうかということをまず1点、お聞きしたいと思います。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) お答えいたしたいと思いますけれども、今、公共施設、特に御質問のありました文教施設、体育館、公民館、学校はこういう形で今、進めさせていただいておりますけれども、そのほかにいろいろ福祉施設等もあるわけでありますけれども、築後かなり経年している中にあって、途中でもって大規模改修、あるいはある程度、補給、補修しながらということで今日に至っているわけでありまして、今、先ほど申し上げました羅臼小学校が築後かなり経過している中にあって、かなり壁であるとか、陸屋根でありますから、そういうことも含めて老朽化が劣化しているという状況で、これはある程度、四、五年かけて年次的に改修、補修していきたいということで今年度、第1回目のそういう予算も計上したところでございます。

今後においてそういう公共施設について、ある程度、財政的な見通しももちろん必要ですし、しかし財政的な見通しもさることながら、ある程度、計画を検討していかなければならないと、何年ごろにどういうような補修等をするのだということを進めていかなけれ

ばならないということでありまして、今後、その実態を把握した上で、計画を検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

〇議長(村山修一君) 田中君。

○2番(田中 良君) ぜひ、うちの公共施設、この小さな町ですけれども、やはり見直しする、見直ししなければならないと私は思いますし、当然、幸いなことに町長が申しておりました医療福祉に関しては、私たちの町は施設はほかの町から比べると新しいものはできております。いろいろな対応でできて、福祉のほうは大体、今、進んできているのかなと思っております。それでもまだまだ福祉施設と言えども足りないものがいっぱいあります。うちの町にないものもありますので、そういうことを含めまして、特に公共施設としては計画性を持ってほかのものを進めていただきたいと思います。

また、今回は文教施設に限っての特に申しておりましたけれども、近い将来、先ほど町長がおっしゃったとおりに公住もそうですし、橋もそうです。ほかの橋も当然、見直しをかけなければならない時が来ます。だから、そういうことを考えますと、今後の施策としては全体を見通した、あと全体的にほかの市町村もやっているとおり、やはり全体的にどれぐらいの経費がかかるか、どこでランディングさせるか、あと改造に当たっても多種多様な使い方をということを検討しながら、いろいろな福祉施設、町内会の公共施設もありますし、そういう施設も踏まえたものをぜひ羅臼町も一度、見直しをかけていただきたいと思います。

続きまして、3点目なのですけれども、羅臼町の医療施策につきまして、先ほどおっしゃったように7月末で手塚先生が勇退をされました。今、医師1人体制で羅臼の福祉と介護関係の健康の施策ということで取り組んでおります。

それを見まして常勤医1人という体制の中で、大変、今、心配になるのは看護師さんの不足もありますけれども、1人体制で動いていることによっていろいろな施策が院長先生に負担になると思います。大変、疲弊するのではないかということをまず1点目で心配しております。1日も早い追加の常勤医を探していただきたいものだと思っている次第でございます。

まず、その点でちょっと町長にお聞きしたいのは、平成24年3月のときに定例会で答弁いただきました。24年7月から孝仁会に管理委託をして、診療所を運営していただくのだと、そういうことを聞きましたときに医療スタッフ、いわゆる先生、看護師さん方のスタッフがそろっているということで答弁を私たち受けておりました。

実際に、いろいろな諸般の事情がありまして先生がきちんとそろわなかった、看護師さんが充足できなかったという点はあって、とりあえず7月に診療所が公設民営化で進んでおります。それから2年の時が経過いたしまして、現在、看護師は多少不足しているとは思われますけれども、診療には妨げないことで安堵しているところでございますけれども、今後につきましてはやはり先ほど町長が言ったように町民全体でバックアップするのだという話もあります。

ただ、やはり町民からしてみれば看護師とかお医者さんとか、いろいろなそういうところに対しての人材を提供できるという力は少ないと思われます。情報は出していても、なかなかそれが医療に反映されるということはないと思います。

その辺につきまして、今、常勤医1人の体制なのですけれども、この辺のあたり、大体 どのぐらいの今の段階で言えばスタッフが大体何名ぐらいで、先生方が動けば今の施策が 全部カバーできるかということは町長お考えですか。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 医療の運営にかかわるということになってきますので、私から 明解になかなかその辺は言及できないかもしれませんけれども、ただ、結果として町民に 今までよりも医療サービスが低下しないようにということが大事だというふうに思っています。

それとあわせて、そこで働く医師、あるいは看護師等が疲弊しないようにということ、 この疲弊しないようにということは先ほど申し上げましたように何とか今の1人体制とい う中で疲弊しないということは当然、複数ということになるわけでありますけれども、そ ういう点も含めて、これは私どもだけの思いではなくて、あくまでも今、働いていただい ている所長の思い、医療運営に対する所長の思いと、それから今、運営していただいてい る孝仁会のほうの理事長の思いと、さらに私の思いと、三者共通しながら、同じ思いの中 でこれについては解決に向けて努力してまいりたいというふうに思っているところであり ますし、また看護師につきましては、今まで看護師、随分いろいろと、いろいろな方面に 行ってまいりましたけれども、なかなか来ていただける状況にはないということでありま すし、そういう中にあって羅臼に住んでくれというのはなかなか難しい部分もあるかな と、したがって短期、1年なり、2年なり、羅臼で働いてみていただけませんかというよ うなこともひとつの戦略としてあるのかなという思いの中で、そういうことも今、現実に そういうアクションも起こしているということでございまして、こういう状況については 町民から前よりも非常に不便になったねと言われないような形を構築してまいりたいとい うふうに思っておりますので、町民、そしてまた議員皆さんのさらなる情報も含めて御協 力いただければと思っているところであります。

〇議長(村山修一君) 田中君。

〇2番(田中 良君) ぜひそのように、体制が整うようにお願いしたいと思います。 先ほど町長が答弁の中でおっしゃっていたとおり、実は高齢化が進み、ましてや特に認 知症という患者さんがふえております。

日本では今、大体、高齢者の4分の1が認知症だと言われております。この対応策として、いろいろ地域包括とかが一生懸命動いてくれている状態で、町長から答弁があったとおり、地域包括ケアのほうもそれを対応をしてきているものと羅臼町も思っております。

その点につきましてちょっと、特に思うのはやはり、それもやはりうちの町には実は認 知症を判断するための予備段階は確かにできるかもしれないと思います。ただ、認知症と なりますと専科のほうの話になります、神経内科等とかの科目になるので、羅臼町で早期 発見してほかへ出す形になります、それも一つの手段ですし、そういうようなことを踏ま えますと、やはりそれも先生にまた診療所の先生に負担がかかるということが懸念されて おります。

それで、私が一般質問でこの全体を聞きたいということの根本は、まず今の現状の1人体制では当然、先生が疲弊します。このことにつきまして、やはり先生、看護師の充足というのが緊急課題だと思われます。

それで今、町長がおっしゃったとおり全国にいろいろんネットワークを広げながらやっていきたいという気持ちは十分理解しているつもりでございます。そういうことを踏まえまして、ぜひ、やはりこの辺のあたり、もう町民にやはりきちんと説明する機会がないと、今の病院体制とか、地域包括ケアの全体の流れが私たちは議会の中で報告を受けて、いろいろなことを言われているので、大体の流れ的なものは把握しているつもりですけれども、一般の町民の方々にそこまできちんと思いが伝わっているのかなということがひとつ懸念されますので、その辺のあたりを町長に聞きたいと思います。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) この診療所の役割として、一次医療ということがまず第一、そこにあると思います。

したがって専門外来、これについては当然、当然と言いますか今1カ月に1回なり2回 なり来ていただいているということもございますけれども、やはりここである程度、一次 医療の中で交通整理というか、診断していただいて、状況によっては当然、ここでは対応 しきれないと、最後まで完全に医療行為ができるわけではないという中での、そういう仕 分けの中でこの診療所の役割があるのだろうというふうに思っていますし、加えて町の保 健師等も含めながら予防医療というところに力を入れていくということも、これもまた大 事な視点でありますし、そういう形を先ほど申し上げました平成20年11月に医療ビ ジョンということを策定して、その方向で進めているところでありまして、その医療ビ ジョンに必ずしも100%なりきっていない部分もあるということは、先ほど来、いろい ろありますところのスタッフの不足ということがひとつ大きな要因としてあるだろうとい うふうに思っていまして、これについては先ほどの繰り返しになりますけれども、今の所 長1人体制で頑張っていただいていることにつきまして、疲弊しないような、1日でも早 くそういうことをやっていきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、これは私 の思いのほかに、あるいは理事長、あるいは診療所の所長の現場の所長の思いということ と十分、調整しながら進めてまいりたいと思っていますので、その点、御理解いただきた いと思います。

〇議長(村山修一君) 田中君。

〇2番(田中 良君) 今の田川所長につきましては、各団体との勉強会とか、いろいろなことを開いていただいて、町民と接するような形を十二分にとっていることは私たちも

見ております。

そういうことを踏まえながらも、やはり見ていますと、やはりちょっと先生が1人で やっているやつに周りが、私たちも初めそうなのですけれども、ちょっと応援が足りない のかなと、私も常々思っております。

せっかく田川先生方初め、皆さん頑張っているのにいろいろな研修会とかやっていただいて、それに対してのやはり周知の仕方もちょっと足りない部分があるのかなと思っていますので、ぜひこれから先、そういうような関係、医療、福祉とかにつきましては、やはりもうちょっと密なる町民に対しての説明が必要なのかなと思います。

広報で流しているからいいということではなく、できるだけ声かけとかいろいろなことをしながらしていただきたいなと思うわけでございます。

その辺につきまして、町長のほうから改めてお聞きします。

〇議長(村山修一君) 町長。

○町長(脇 紀美夫君) 所長の1人体制ということについては非常に心配していただいているということについてでありますけれども、この部分につきましては先刻開催されました国保運営委員会の協議の場でも田川所長のほうから皆さんにお話のあったところでありまして、今の医療サービスの質を落とさないと、自分1人で十分、今の状況の中で頑張っていけるというお話をいただきました。町民からそうやって心配していただいて非常にありがたいという話の中で、自分で頑張れるところはしっかりと頑張っていきたいということもございましたので、先ほど来、申し上げておりますように、私1人の思いでなくて所長の思い、それから理事長の考え方ということ、三者お互いに調整しながら進めていきたいというふうに思っていますので、所長の頑張りに敬意を表しながら、さらに町民の皆さんに御迷惑かけないようにという2点について、ひとつ御理解いただきたいと思います。

〇議長(村山修一君) 田中君。

〇2番(田中 良君) ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思います。私たちもできる限りのバックアップはしたいと思います。

最後になりますけれども、1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、今の医療施策から踏まえて福祉と介護も含めて三位一体でやらなければならない状態になります。その分の今、僕が何度も質問している中で診療所を取り上げて言っているところなのですけれども、一番ここが核になって、一番なるところなので、そういうふうに質問しているのですけれども、それから回しまして地域包括ケアのほうもありますし、あと介護のほうもそれに連携してきます。保健師さんの仕事量も大変、ふえてきます。先ほど町長が冒頭の中で説明してくれたように、生活習慣病とかというのは、羅臼は特に受診率が低いほうの部類だと私は認知しております。

実際に、私自身も実は生活習慣病のほうはほとんど検査していない状態でございますければも、できる限りそのような機会があれば受診をしていきたいと思いますけれども、た

だ、やはりそういうことでうちの町は残念ながら40%が漁師です。人口の40%が漁業の町です。これは全国でも特異のないスタイルの町の形成だと思います。

そういうことを踏まえますと、漁師の人方のことを考えますと、やはり羅臼の漁師の人方は一生懸命1年中働いています。ということは、体がぼろぼろにならない限りは病院にかからなかったり、そういう受診とかもする機会がないと思うので、いろいろ保健福祉課のほうでも時間の変更とか、なるべく受診できやすい体制をとっていただいているのですけれども、いかんせんちょっと周知の仕方がちょっと私にとっては不足なのかなと思うので、やはり周知してもらうことがまず第一、もしくは漁業団体のほうにお願いするという形、そこで受診をしてもらうとかという方法もあろうかと思いますので、ひとつその辺の周知の仕方をもう一度さらなる検討をしていただきたいと思うのですけれども、町長はどうお考えでしょうか。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 広報という媒体の中で、紙面、紙を使ってということと、それからそのほかにいろいろな診療所において壁新聞的な診療便りと、あるいは町において保健福祉課でいろいろなことをやっておりますけれども、とにかくいろいろなことを総括しながら、申し込みのしやすい体制ということを工夫してまいりたいというふうに思っております。

〇議長(村山修一君) 田中君。

〇2番(田中 良君) ぜひ、そのような体制の、今までと違うような視点から取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

最後になりますけれども、ぜひ、うちのこの三位一体の医療と福祉と介護につきましては、充実されるように期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長(村山修一君) 以上で、田中良君の一般質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで休憩します。11時10分再開します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番髙島讓二君に許します。

○3番(高島讓二君) 質問に入ります前に先月8月20日の豪雨により、広島市において大規模な土砂災害が発生し、73名の方々の尊い命が奪われ、いまだ1名の方が行方不明となっております。42名の方々が重軽傷を負われ、家屋については全壊、半壊、床上、床下浸水合わせて400戸が被害に遭っております。

また、北海道礼文町においても大雨により土砂災害が発生し、家屋が全壊、住民お二人が亡くなられました。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭

われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告しております土砂災害の防止について質問に入らせていただきます。

防災については、昨年12月の第4回定例議会でも同様の質問をさせていただいたところですが、冒頭の災害のように台風、あるいは大雨による土砂災害が昨年は伊豆大島、ことしは広島や各地で死者を伴う被害が大きく広がっております。

また、先ほど町長より御報告がございましたが、先月8月10日から11日の台風11号の暴風雨では累積143ミリの大雨により、我が町においても昆布漁の最中、土砂崩れが発生し、昆布倉庫施設1戸が損壊、6戸の施設が床上浸水の被害、家屋の被害は1戸が一部損壊、5戸が床下浸水など、29件もの被害が報告されております。

中でも、昆布乾燥施設が被害を受け、製品づくりに大きな影響を及ぼしております。いずれにしても、人身に被害がなかったことはまことに幸いだったと思います。

しかしながら、本町は各地において断崖急傾斜地の下に家屋や幹線道路があります。町内では185カ所が土砂災害危険箇所と1カ所が土砂災害警戒区域に指定されております。

気象庁の異常気象分析検討会会長の大木東大教授は、8月の豪雨は30年に一度の異常気象に当たるとしながらも、近い将来にまた豪雨が起きる可能性があると述べ、自治体は大きな被害を出さないよう対策に取り組み、個人も普段から身を守る行動をイメージして備えてほしいと呼びかけております。

今後の大雨によっては引き起こされる可能性が大きい土砂災害の被害を防止する、あるいは被害を最小限に食いとめるため、さらなる対策の強化が求められると考えます。

そこでお聞きします。一つ目は、先月の8月11日の台風11号による大雨で、本町は 災害対策本部を設置し、避難勧告、避難指示まで至った経緯について。

二つ目は、我が町の防災ハザードマップは2012年に作成されました。その中には、 土砂災害危険箇所も示されておりますが、土砂災害の項目をさらにわかりやすいものに補 訂すべきと思いますが、その必要性について。

三つ目は、今後、土砂災害を防止するために、あるいは災害を最小限にするためにも土砂災害の避難発令基準マニュアルの策定が必要と考えます。また、昨年12月の定例議会でも申し入れました避難計画の策定はいつごろできるのか。

四つ目は、現在、中学校の新築計画の進行中であります。また、海岸町公民館も旧飛仁 帯小学校跡地に建てかえを計画中ですが、建築予定地が土砂災害に対しての安全性につい てお伺いします。

五つ目は、災害の防止策についてどのようなお考えをお持ちか、以上をお聞きしまして 1回目の質問を終わります。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) ただいま髙島議員より、土砂災害の防止について5点の御質問をいただきました。

先刻、田中議員の一般質問の答弁に重複する部分もありますけれども、お答えしてまいります。

1点目は、8月11日からの大雨に対する防災対策本部を設置し、避難指示を発令した 経緯についての御質問であります。

日本の南からゆっくりと北上し、四国地方や近畿地方を通過した台風11号は、西日本に大きな被害を与え、台風からの雨雲と湿った空気が流れ込んだ東北地方や北海道にも大きな被害をもたらしました。釧路、根室地方でも11日未明から朝にかけて強い風を伴った激しい雨が降り、管内各地で記録的な大雨となったところであります。

この台風に対する町の対応でありますが、事前に大雨が予想されたことから、まだ雨が降り出していない10日、日曜日の午後5時25分、防災無線により今後予想される大雨の情報をお知らせし、注意を呼びかけ、午後9時36分、浸水害による大雨警報が発令されたことから、午後10時より防災担当職員が登庁し、警戒に当たったところであります。

11日の午前2時57分に土砂災害による大雨警報、また午前4時40分に洪水警報が発令され、午前5時03分、気象台から土砂災害警戒情報の発表の可能性ありとの連絡を受けたことから、降り始めてからの総雨量は30ミリにも達しておりませんでしたが、直ちに第1非常配備として関係課長に登庁を命じ、順次、状況により担当職員を含む第2非常配備体制をとるとともに、午前6時、防災無線により町内全域に大雨、土砂災害の注意喚起を行ったところであります。

午前6時30分、雨脚も強まり、気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたことから、直ちに防災対策本部を設置し、消防職員を含み被害対応と情報収集の体制をとったところでありますが、依然、強い雨が降り続いたことから危険と判断し、午前7時30分、町内全域に避難勧告を発令し、現地調査の情報から特に危険と判断した地域に対し、午前8時30分に避難指示を発令したものであります。

大雨に関する被害状況などにつきましては行政報告で申し上げたとおりでありますが、 土砂崩れによる人身被害がなかったことに安堵しており、今後におきましても命を守ると いうことを最優先に考え、躊躇なく避難勧告、避難指示等を発令しなければならないと考 えておりまして、場合によっては真夜中に防災無線により周知することもあると思われま すが、町民皆様にはどうか御理解いただきたいと思う次第であります。

2点目は、防災ハザードマップにも土砂災害危険箇所が示されているが、さらにわかり やすく補訂すべき必要性についての御質問であります。

現在、町民の皆さんに御利用いただいております羅臼町防災ハザードブックにつきましては、平成24年度に総合的な防災ハザードブックとして作成いたしました。議員御指摘のとおり、土砂災害危険箇所、土石流危険渓流として63カ所を記載しておりますが、急傾斜地崩壊危険箇所につきましては全町にわたり122カ所が指摘されており、ハザードブックが非常にわかりにくくなることから記載しておりません。

全国各地で異常気象による土砂災害が発生していることもあり、住民意識の高揚を図る 上でもわかりやすいマップなどの必要性は感じておりますので、今後、北海道とも協議し ながら資料の提供や住民周知方法等について協議してまいります。

3点目の土砂災害の避難発令基準マニュアルの策定と避難計画の策定についてであります。

避難勧告等の判断、伝達マニュアルにつきましては本年4月に内閣府から作成ガイドラインが示されましたので、先月の実際に勧告した状況等を検証し、土砂災害編として作成に向けて準備を進めております。

避難計画につきましては、今回、出されたガイドラインを見ますと従来、漠然とした避難の考え方が整理されており、これまでの避難行動は避難勧告等の発令時に行う小中学校や公民館といった公的な施設への避難が一般的とされておりましたが、自宅から親戚、あるいは友人宅などに移動することや建物内の安全な場所での待機も避難行動とするとされております。

また、住民はみずからの判断で避難行動を選択すべきものであるとして、命を守る行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることから、屋内での待避等の屋内における安全確保措置も避難勧告が促す避難行動とされておりますので、このことも十分、考慮しながら作成に向けて検討してまいります。

4点目のこれから新築する中学校、海岸町公民館の建設予定地の安全性についての御質 問であります。

防災ハザードマップでお示ししておりますが、想定内の津波に対しましてはどちらも危険地帯とはされておりません。ただし、想定を超える津波の場合、また土砂災害に関しましては急傾斜地崩壊危険箇所が町内全域にわたっていることから、建設予定地の敷地全体が必ずしも安全地帯とは言いがたいものがございますが、建設に当たりましては極力、安全が確保されるよう配慮をしてまいります。

5点目の災害の防止策についての御質問であります。

いつ発生するかわからない自然災害でありますので、地震対策としては建物の耐震化、 津波対策には高いところへの移転、土砂災害につきましては危険地帯から移転することが 最善策であると思われますが、羅臼町全体の地形から見ても現実的には困難であります。

土砂災害の防止に向けた施設整備等は今後も北海道などへ要望してまいりますが、町長として今できることは、土砂災害の減災に向けた命を守る取り組みとして町民の皆様に情報をいち早く知らせること、危険な場合は躊躇なく避難勧告、避難指示を発令することだと考えております。

また、町民の皆さんは想定を上回る事象があることを考慮して、避難勧告が出されなく てもみずからの命は自分で守るという考え方のもとに身の危険を感じたら躊躇なく自主的 に避難行動をとっていただくことが必要であると考えているところでございます。

以上であります。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(髙島譲二君) 町長から行政報告、それから田中議員、それでまた3回目と丁寧 に御説明いただきまして、まことにありがとうございます。

日本列島は今月に入っても大雨に見舞われております。おとといは東京、大阪、宮城、 石巻でも豪雨となり、さらに道南白老町では100ミリを超える局地的大雨が4回も発生 しております。

きのうは、道内の胆振、空知、石狩地方に大雨が降り、大雨特別警報が出され各地で避 難勧告が出されております。

札幌市では39万世帯、78万人に避難勧告が出されました。数年に一度という1時間で100ミリを超える猛烈な局地的大雨が各地で降りました。今まで経験したことのない豪雨だとテレビのインタビューなどで住民の方々が答えておりました。

気象庁では、数十年に一度の猛烈な大雨で、災害が起きてもおかしくない状況だとして 各地に特別警戒警報を発令しております。

質問にお答えいただいた8月11日、土砂災害について町長からも説明いただきましたが、我が町の災害対策本部は素早い行動で適切な指示を今回はしたなというふうに私も印象として、そういうふうな印象でございます。

8時55分に瀬石で土砂崩壊が発生して、昆布乾燥施設に被害を受け、道路も通行不能となった。そのときに、町の職員がそちらの方面で避難指示をしたと、避難指示が8時30分ですから、30分前に避難指示をしたということで、30分後に土砂が崩落したと、道路が通行不能になったということで職員が取り残されたと聞いております。何事もなくて本当によかったと思いますが、しかし、まかり間違うと避難指示を行った職員が土砂災害に巻き込まれる可能性があったと私は考えております。ですので、今後、より安全に留意して効果的な方法で避難指示を行うべきかなというふうに私は思います。

懸命の復旧作業で同日の午後2時に道路が開通しました。土砂の崩落によって各番屋の水道管が断裂されまして、断水となり水を役場職員、あるいは漁協職員もそうでしょうか、100本、非常食100食分を陸路と船によって搬送して各番屋に配布したと、大変、私はアフターケアもすばらしいなというふうに、素早くやったというふうに思っております。

災害当日、翌日です、昆布倉庫の施設が被害を受けた住民に聞きましたところ、災害対策本部の避難指示が30分おくれていたら被害はもっと拡大していただろうと感謝の気持ちで語っていただきました。結果的に、私は今回の対策本部の対応については被害は最小限にとどめられた、人的被害に及ばなかったということは本当によかったと思います。

したがって、今回の対応は町長初め、災害対策本部に携わった職員、関係者に対して大変よくやっていただいたと申し上げたいと思います。

広島での大災害の後、各テレビ局で特集的に土砂災害について報道しておりました。それによりますと、土砂災害などで被害を受けた6割のところは災害発生後に避難勧告をし

ているという報道があり、昨年の伊豆大島は自治体が何もしなかった不作為が問われ、広島は避難勧告が45分も遅かったということが被害拡大につながったという批判を受けております。

私は、今回、たまたま朝方起きたということで、土砂崩れが起きたということですね、 今後の課題を挙げるとすれば今回、大体、伊豆大島もそれから広島も夜中の1時から3時 の間に起きているわけです。ですから、これが夜中だった場合にどういった対応ができる のかなということを町長に尋ねてみたいと思います。町長、お考えをちょっとお聞かせく ださい。

〇議長(村山修一君) 町長。

○町長(脇 紀美夫君) 今回の災害本部に関しましていろいろと御評価いただきましたことありがたく思っていますが、今回のそのことをさらに検証しながら今後に万全を期してまいりたいというふうに思ってございまして、今、深夜という話がございました。やはり、深夜に先ほど申し上げましたように災害というのは、どういう災害がいつ起こるかわからないという状況が一つあると、したがって対策本部、あるいは職員として、その現場に駆けつけられる状況になるかどうか、これも定かではないということを考えたとき、先ほどから申し上げておりますように、まずこういう、特にそういう深夜であれば危険を感じたら、それぞれが町民、それぞれが自分の安全を確保するということに徹していただかなければ、次の展開がなかなかできないということだと思いますので、この点またいろいろな場面で町民の皆様にその辺を啓発してまいりたいと、啓蒙してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(高島譲二君) 今回は明るくなってからの土砂災害で、夜は本当に見回りやっても多分、見えないと思いますから、もうデータを当てにするしかないかなと思っています。やはり、降雨量がどのぐらい降ったら、これはその前に状況として予想できるというところから判断していかなければならない、また深夜、職員も皆さん町民も寝ているときですから、なかなか行動が素早くできないということがありますから、その辺はやはり留意してぜひ対応していただきたいと。

今、町長言われるように、やはりどんな自然災害も津波もそうですし、地震もそうです し洪水もそうです。我が身は我が身自身は我が身で守るということが、東日本大震災でそれが教訓となってありますので、そういうことをやはり町民の方々に周知させていただき たいなというふうに思います。

それから、二つ目の防災ハザードブックですね、私は防災ハザードマップ、中のことについて言ったのですけれども、防災ハザードブックで結構でございます。これを協議してやるというふうに町長おっしゃっていましたが、その協議してやるというのは、いわゆる土砂災害についてすごくわかりづらいのですけれども、これを補足する予定なのでしょう

か、それともただ協議していくだけの話なのでしょうか、その辺ちょっとお答えください。

〇議長(村山修一君) 総務課長。

○総務課長(太田洋二君) 先ほど町長からもありましたが、122カ所の急傾斜地の危険箇所があると、これについては北海道のほうで調査しながら出している資料なものですから、これを当時、ガイドブックを作成した際に資料提供はいただいたのですが、ガイドブックに載せてしまうとほかの危険箇所だとか、塗りつぶされるような形になって非常にわかりづらいということで載せておりませんでしたが、先般も道のほうと協議いたしまして町民周知は必要だろうと考えていますので、これをマップに落としてもわかりづらいのであれば、例えば地区ごとに大きくしてマップに落とすだとか、その辺のことにつきまして今後、道のほうとも協議しながら何とか周知したいというふうに考えてございます。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(髙島讓二君) ぜひ、そのようにやってほしいと思います。

先ほど、町長も田中議員のときにお答えしていたと思うのですけれども、地域の住民の協力が必要だと、それを連携してやっていくということが私もそれには大賛成でございまして、ぜひ地域のことは地域の人たちが一番詳しいと思うのです。今、課長言われたように、地域の問題として捉えるのかどうなのか、それはわかりませんけれども、地域に落としてその辺を詳しく、例えばの話、その地域の地図としてやるのも一つの方法かなというふうに思います。

今あるハザードブックですけれども、避難所が各地区のところに載っておりますが、その避難所が見直していただきたいと思うのは、それが土砂災害に対して適当な場所なのかどうなのかということがひとつ、もう1回、見直していただきたいなというふうに思います。その辺について町長。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 今の避難所につきましては見直しというよりも、その事象事象によって、そこの会館に安全として避難する場合と、そうでない場合があるという判断をそれぞれしてもらわなければならないというふうに思っています。

したがって、今後においては公共的なそういう避難所と指定している場所だけでなくて、先ほど申し上げましたように個人の家であったりということも含めて、それぞれがそういう場合には自分がどこに避難するのかということ、自分自身も含めて家族の中で、あるいはできればお互いに助け合いということの中では隣近所も含めて、常日ごろ、いろいろな生活の中で話し合っていただいたりしていただければ非常にありがたいと思っていますし、そういう面ではやはり基本的には自分の命は、自分の身は自分で守るのだという原点の中で行動していただきたいということを町民の皆様に啓蒙してもらいたいというふうに思っているところであります。

あらゆる機会を通じてという形で進めてまいりたいというふうに思っていますし、今

回、特に去年からことしにかけて日本列島全体で雨であるとか、風であるとか、雪であるるとかという、そういう自然災害が非常に発生しているという状況の中では、町民の皆さんも一緒にそういう災害に対する知識といいますか、そういうことの意識も高まっているということもあると思いますので、今後さらに進めてまいりたいというふうに思っています。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(高島譲二君) もう配付されております防災ハザードマップには、避難場所として指定されていますので、その辺を私、今、町長の考えは大賛成でございます、同感でございまして、それをもう1回、このハザードブックとして配られたものに実は、これはつまりそこの場所がふさわしいかどうかということもあるから、それを町民にいち早くやはり知らせていっていただきたいと。

つまり、今、言われたこの避難場所だけが安全な場所でないというふうなことで私は捉えていますけれども、そういうことであればどこが安全かということを町民の皆さんで考えて行動してほしいということのために、このハザードブックに示されております避難所に対して付け加えが私は必要かなというふうに思っておりますので、その辺を改善していただく、あるいは何か違った方法で知らせていただくようお願いいたします。

それと次に、土砂災害の避難発令基準マニュアルについてちょっと聞き漏れをしたので すけれども、もう一度、御答弁いただけますか。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 同じ答弁の繰り返しになりますがよろしいでしょうか。

土砂災害の避難発令基準マニュアルの策定と避難計画の策定についてということで、避難勧告等の判断、伝達マニュアルにつきましては本年4月に内閣府から作成ガイドラインが示されましたので、先月の実際に勧告した状況等を検証し、土砂災害編として作成に向けて準備を進めているということであります。

避難計画につきましては今回、出されたガイドラインを見ますと従来、漠然とした避難の考え方が整理されており、これまでの避難行動は避難勧告等の発令時に伴う小中学校や公民館といった公的な施設への避難が一般的とされておりましたが、自宅から親戚、あるいは友人宅などへ移動することや建物内の安全な場所での待機も避難行動とするとされております。

また、住民はみずからの判断で避難行動を選択すべきものであるとして、命を守る行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることから、屋内での避難等の屋内における安全確保措置も避難勧告が促す避難行動とされておりますので、この点も十分、考慮しながら策定に向けて検討してまいります。

以上であります。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(髙島讓二君) 一応、私は避難発令基準マニュアルと避難計画というのを一応、

分けて通告させていただいたのですけれども、考えると避難発令基準マニュアルというの は多分、災害対策本部のほうで必要になるかというふうに思うのです。

いろいろ調べてみますと、ことしになって短時間のうちに100ミリを超えるような集中豪雨が突然やってくるということもやはりあるわけです。ですから、その短時間のうちにいろいろやらなければならないということ、それに対応できるようなタイムラインを設定することが私は必要になってくるのかなというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 最近のそういう自然災害というか、大雨等の状況を見ますと短時間に、しかも大量に、そしてピンポイントということだというふうに思います。

今、最近、特に気象台のほうからは事前にある程度こういうことが予想される、警報についても発令の可能性があると、どの時間帯にということも含めて情報をいただいておりますので、その情報をいち早く判断しながら対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

- 〇議長(村山修一君) 髙島君。
- **○3番(高島譲二君)** 先ほどの説明では、この避難発令基準マニュアルと避難計画とい うのは一緒につくっていくということとして捉えているのですか。
- 〇議長(村山修一君) 総務課長。
- ○総務課長(太田洋二君) 先ほど町長のほうから答弁ありましたが、避難勧告等の判断 伝達マニュアルですね、これについてはここにも作成準備をしているものがありますが、 この部分については確かに中身につきましては議員おっしゃるとおり本部の動きが主と なっております。

今後、先ほど避難に関する考え方が変わったと、これが非常に大きな問題でありまして、この辺を十分考慮しながら、毎回、避難計画についてはということで御質問いただいておりますが、このことにつきましても今後、検討していきたいという段階でございます。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(髙島譲二君) それは避難発令基準マニュアルにこだわるわけではないですけれども、これというのはやはり急にそういうふうに例えば大雨になったとかという、その対応というのはすごく難しいと思うのですけれども、例えば今現在、今回、例えば例に挙げて8月11日の台風11号に対する対策本部をつくったと、そのマニュアルがもう既に多分あるのだと思いますけれども、ではその担当者が変わったときにそれがそのままスムーズに受け継ぎができるのかどうなのかということがちょっと心配なので、そういうマニュアルをきちんとやはりつくっておいたほうがいいのではないかというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 当然、マニュアルはマニュアルとしてそういう作成をしていかなければなりませんけれども、いざ災害対策本部を設置して、現場現場の状況が刻々入ってくる状況の中で、マニュアルがどうなっているかということよりも、まず町民の命を守るということ、それを最優先に判断しながら、そのとき、そのときの判断で、ケース・バイ・ケースでやっていくということが町長として、あるいは対策本部の本部長としての役割であろうというふうに思っていますので、その点ひとつ御理解いただきたいと思います。マニュアルは当然、マニュアルとしてつくるということです。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(高島譲二君) 町長の考えはわかりますけれども、それが例えば来年になって、では担当者が変わりましたと、担当者の考えで判断がたまたまそういうふうに、ことしあった判断と違ったといった場合に、私は町民のほうもすごく不安な気持ちになるのではないかなというふうに思います。

ですから、そういうことにおいてのやはりある程度、一定の、つまり臨機応変にその場、ケース・バイ・ケースで対応していただくというのは当然のことだと思いますけれども、ある程度の一定の基準的な安全なマニュアルをやはり備えておくべきではないかなというふうに私は思いますが、町長。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 行政運営はあくまでも継続ということが大前提にありますので、担当者が変わったからといって180度変わるものではありません。

したがって、そういう面では御心配されているようにマニュアルというのは一定のマニュアル必要であります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、それはマニュアルはマニュアルとして継続性も求めながら、いざというときにはそれぞれの、そのとき、そのときの懸命なベストの判断が必要であろうというふうに思っているところであります。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(髙島讓二君) わかりました。

継続しても、担当者がかわってもそれがスムーズになるように、その辺は変わらないようにお願いしたいと思います。

避難計画なのですけれども、避難計画は町民の方々に公開する予定ですか、それともも し公開する、公表できるのであればいつごろになるのかということをお聞きします。

〇議長(村山修一君) 総務課長。

○総務課長(太田洋二君) 避難計画の関係ですが、これにつきましては災害の種類ごと につくっていきないさいということになっておりますが、先ほども何回か言っております が、避難に対する考え方が羅臼町みたいところだと非常に国から出されるものは広い意味 で出されているのですが、羅臼町みたい特殊な地域、山と海に囲まれているところは余り 考えることがないのです。する行動というのは大体決まってきていると。

その中で、こうしなさい、ああしなさいということ自体をまずみずから考えて行動するということを先ほどからも言っていますが、そうなってくると果たして議員先ほどから避難場所、あたかもそこに逃げなければだめなような言い方をしていますが、そういうことではなくて、そこも行政として準備はするのですが、それぞれにやっていかないとならない、先ほども地域と話し合ってということは言っていますが、そうなってくるとなかなか一方的につくるわけにもいかないということもありますし、土砂災害に関しましては資料自体が北海道が持っているわけですから、この辺を十分検討しながら今後どういうふうにしていくかということをまず話し合って、地域にもおりて話し合っていきたいというふうに思っております。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(高島譲二君) 昨年、私、12月の定例議会でこれ、避難計画をつくるのですかというふうに町長にお聞きました。町長は、避難計画を策定するというふうにお答えいただきましたので、私は今回、9カ月たちましたけれども、その辺はどうなのかなというふうに再度お聞きしたいというふうに思っておりましたので、そのいわゆる避難計画自体が国からそういういろいろおりてきて、ケース・バイ・ケースで、しかも最終的にはもちろんそれは基本的な問題として、我が身のことは我が身で守るということは当然、どんな災害でも基本だとは思うのですけれども、ある程度の行政としてその示すそういう計画とか、そういうものがなければ、つまりその地域の町内会で、それがきちんと把握されていればいいですよ、ということがないままにただそうやって地域におろすというふうなことも少々乱暴な話だと思いますし、ぜひ、いわゆる羅臼町に合った避難計画、特殊だと先ほど課長も申していましたけれども、私もそう思いますが、その特殊な地域でもこういうふうな考えを持っているのだということをやはり示すべき問題だろうと思いますし、また、地域でない、例えば観光客とか、そういう人たちに対してどういうふうな対応をするのかということも私は必要だと思います。

そういったときに、そういうことが計画としてなければやはり問題あるのではないかな というふうに思いますので、ぜひその辺を考慮して、どういう形でもいいですから避難計 画ということを基準、先ほど避難発令基準マニュアルとかかぶところがあるかもしれませ んけれども策定していただきたいなと思いますけれども、その辺、町長もう一度答弁お願 いします。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 検討してまいりますし、先ほど来お話ありましたように、羅臼 の場合はそういう地形的にも特殊な状況にあるということで、雨であったり、雪であったり、風であったり、あるいは津波であったり、地震であったりという、いろいろなことが 想定される中にあって、やはり総論的な話になりますけれども、一時避難はまず町民みず からやってもらう、二次的にどう行政として対応するのかと、もちろん避難してもらうた

めには情報を速やかに伝えるという役割はもちろん本部として持ちながら、町民の皆さん に自分の命は自分で守ってもらうのだという原則に立って、今後、この計画であるとか、 あるいは実際のそういう取り組みであるとかを進めてまいりたいというふうに思ってござ いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(村山修一君) 髙島君。
- ○3番(高島譲二君) よくわかります。そういう、つまり自分の身は自分で守るという、安全に対する心構えが町民の皆さん、全部レベルがそういう意識であれば僕は問題ないと思うのですけれども、おとといのときも私はテレビでちょっと見たのですけれども、札幌市で避難勧告がありました。78万人という方々が避難するわけです。避難勧告したけれども、どこに逃げればいいかというのが行政のほうでまだ避難場所をちゃんと確立していないまま避難勧告を出したということで、市民からのそういう苦情があったそうです。

ですから、そういうこともありますので、避難勧告をするということと、その自分の身は自分で守る、安全なところに行きなさいよということも、同時にそれをやはりもっと強く啓発していかないとなかなか避難勧告出してどこに行けばいいかという、町民の方々の迷いも出てくるのではないかということが私は懸念されますので、その辺を怠りなくやっていただきたいというふうに思いますけれども。

- 〇議長(村山修一君) 町長。
- **〇町長(脇 紀美夫君)** 行政を担っている私もそうですけれども、当然、私初め、職員、行政としてもしっかりその辺をやっていきたいと思いますけれども、議員皆さんにおかれましても各町民、あるいは地域の中でそれぞれまた御尽力いただきたいというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(村山修一君) 髙島君。
- **○3番(高島譲二君)** ぜひ、そのようにやっていただきたいなと、町民に対して啓発、 啓蒙していただきたいなというふうに私は思います。

4番目の質問ですが、中学校と海岸町公民館の立地予定で土砂災害に対して安全かどうかということをお聞きしました。どちらも避難場所になる予定の場所だと私は想像しますが、このたびの豪雨が続いて海岸町の場合にも崖地の下ですから、その辺はちょっと心配なのですけれども、その辺についてもうちょっと確認したいと思いますが、お答えお願いします。

- 〇議長(村山修一君) 町長。
- **〇町長(脇 紀美夫君)** 端的に申し上げまして、心配かどうかと言われると羅臼全体が 心配なのです。要するに、こういう地形の中にあるわけですから。

先ほど来申し上げておりますように、風であったり、雨であったり、地震であったり、

津波であったり、敷いては羅臼岳の噴火だってあり得るということも考えたときに、どこが安全か、どこの場所がどうかということ、それはケース・バイ・ケースによって判断しなければならないということでありますので、100%安全だということを言い切れる状況にはないということをまず御理解してもらった上で、最終的にあの場所それぞれ100%安全でないとすればベストではないのかもしれませんけれどもベターだという状況の中で判断したところでありますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(髙島譲二君) 100%安全というのはあり得ないというふうに私も思います。 被害の拡大を最小限にするということをやはり考えたときに、その避難場所となる場所が 崖崩れとかと、そういうものが起きたら大変なことになるわけですから、その辺は念には 念を入れて怠りなく建築していただくようお願いしたいと思います。

最後の災害防止策について、町長は私はすばらしいことをおっしゃったと思うのです。 町民の各町内会ですか、町内会の人と連携をとったり、それから地域住民の人たちに協力 してもらうと、細長いところですから、例えば岬町で降ってなくても礼文町では雨が降っ ているというようなことが多々ありますので、まずその同じ町内でも場所によっていろい ろ、さまざまな気候条件があるわけですから、そういうところを密に連絡とれるようなや はり体制をつくっていただきたいなというふうに思います。

これ、いろいろ8月から続いております局地的な100ミリを超える局地的な豪雨があった場合、集中豪雨ですね、つまり。そういう、それがあったときに我が町は一体どうなるのかなというふうに想像するとちょっと怖い思いもするのですけれども、また過去に大雨で山崩れなどあって犠牲者が出たということも我が町にはありますので、そういうところがまたあってはならないなというふうに私は思いたいと思います。

町民の先ほどから申しているように、自然災害に対する備えはまず我が身自身を守る、 つまり安全なところへ避難するということが避難所ということにかかわらず親戚、友達、 それからいろいろ公共的な場所を考えた場合に、そこに早目に避難するという方法が私は やはり大事かなというふうに思います。

そういうことで、町民の方たちに再三、先ほど町長もおっしゃっていますように啓蒙啓発していかなければならない、1人で安全な場所に逃げなさいよと、究極は、そういうようなことをやはり何回もしつこく、しつこいほどやっていただきたいなというふうに思います。

行政は情報をやはり早目に町民に知らせる努力をしなければならないというふうに私は 思います。町民は知る努力をするということが私は大切だと思います。平たく言えばそう いうことなのですけれども、行動するということはなかなかやはり大変ですから、そうい うことが常日ごろ私は例えば防災訓練においても、何かそういうことをイベント的にやる かということも一つは手段としてあるのではないかなというふうに思います。

長崎のほうでは、百何年前にそういう土砂災害が起きた場所に、年に1回、記念日にま

んじゅう配って、それをいわゆる住民に周知させていると、それがもう何十年も続いているというようなことがありましたので、我が町も防災訓練のときにただメッセージ的なものがもっといろいろ必要かなというふうに私は思います。

いずれにしても、やはり町民自身が危険を感じたら、まず安全な場所に避難するというふうなことを町がもうちょっと強く啓発していくというふうにやっていただきたいと思います。

オオカミ少年ということもありますけれども、私はそういうことを考えるべきではなくて、危険が去ったらまだ自分のところに戻ればいいのですから、そういうことを行政としてやはり啓発していってほしいなというふうに私は思います。

これらの防災について今後は気象庁とか道と連絡を密にして、夜中の対応は大変な苦労だと思いますけれども、早目、早目の対応をして十分な備えを怠らずに安全、安心な町づくりのために万全を期すようお願いいたします。

町長、何か最後にお答えいただければ。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 防災訓練、10年ほど前からやっておりますけれども、当時は最初やったころはせいぜい20人か30人しか集まっていただけませんでしたけれども、しかも今までの過去の例でいくと避難勧告が発令されているにもかかわらず海岸近くでもってそこからそのままいるということもありました。

しかし、年々、再々防災訓練を重ねるうちにだんだん町民の皆様にも参加していただけるようになりましたし、あるいは小学校、中学校、あるいは職場も含めてそういう気運になってまいりました。

結果として、行政がそうすれと言ったからではなくて、自分の命はやはり大事なのですよ、それぞれ。したがって、行政から言われたからではなくて、それぞれがその場所、その場の段階の中で判断して、行動していただきたいと思いますし、もし行政からのひと押しがあればというのであれば、私は躊躇なく早目の判断の中で避難勧告なり、避難指示を出してまいりたいと、それが真夜中であっても、熟睡中であっても防災行政無線を利用しながら、あるいはエリアメールも含めて対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(村山修一君) 髙島君。

○3番(髙島讓二君) お答えありがとうございます。

一応、究極は私はやはり町民自身が自分の命を守るということがやはりすごく大事だとは思うのですけれども、それまでそういう意識を持っている人が何人いるか私はわかりませんけれども、そういう意識をやはり高めるためにも行政のほうでそういうことを周知させる、安全、安心の町づくりをするためにぜひ町民の方々に自分の身は自分で守るのだよということをなるべく多くの人たちが周知できるよう努力していただきたいというふうに思いまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長(村山修一君) 以上で、髙島君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、1時まで休憩します。

午後1時、再開します。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番坂本志郎君。

〇6番(坂本志郎君) 初めに、この間、台風、大雨による災害で広島県を初め、礼文島でも多くの犠牲者が発生をいたしました。亡くなられた方々に対し、この場をかりてお悔やみを申し上げます。

また、8月11日の当町における土砂災害で被害を受けた町民の皆さんにお見舞いを申 し上げるとともに、行政の機敏な対応に敬意を表したいと思います。

それでは、通告に基づき一般質問をいたします。質問テーマは5件です。

最初に介護保険、地域包括ケアに関連してお伺いをいたします。

介護保険は、第5の社会保険として2000年にスタートしました。介護保険法第1条では、要介護状態となっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかる給付を行うとしています。

介護保険の加入者は65歳以上1号保険者と40歳以上の医療保険加入者2号保険者で、運営は市区町村が行います。今般、介護保険法改正の内容が閣議決定され、審議が開始されています。介護保険法の改正は、羅臼町も例外なく対応しなければなりません。その上で4点、質問いたします。

1点目、羅臼町の高齢者の現状について、2点目、要支援、要介護認定者の現状について、3点目、介護保険の利用状況について、4点目として予防給付の見直し、特養機能の重点化、利用負担の見直し、補足給付の見直しについて、その内容と当町の準備状況をお答えください。

2件目の質問ですが、2012年8月に国会で子ども・子育て関連三法が可決成立し、 子ども・子育て支援法が新たに制定され、学童保育が位置づけられている児童福祉法の改 定が行われました。

現在政府は、2015年4月1日からの本格施行を目指して準備を進めています。全ての市町村には2015年度からの5年間ごとの学童保育の整備計画を含めた子育て支援策についての数値目標をつくり、その目標に向けて取り組むことが求められます。国からの交付金は、市町村がつくる事業計画に基づいて支出されますので、その内容によって交付金の額が大きく異なってきます。スケジュール的には2015年3月までに市町村は事業

計画を策定しなければなりません。その上で、羅臼町の子ども・子育て支援事業計画及び 学童保育の基準と条例化についてお答えください。

3件目の質問は、福祉サービスに関して、精神障害者保健福祉手帳、障害者手帳を交付 されると受けられる福祉制度やサービスについて3点お伺いします。

1点目、控除や減免など、全国で受けられる制度、サービスについて、2点目、地域や 事業者によって行われているサービスについて、3点目、認知症にかかわる主な福祉サー ビスについてですが、羅臼町の認知症の現状と認知症で障害者手帳を取得している方の割 合をお答えください。

4件目の質問は、当年8月7日から10日に本町通りで実施された第1回しれとこ羅臼こんぶフェスタについてです。町の活性化を目的とした地域の若者のこの取り組みについて町長の評価をお聞かせください。あわせて実施に当たり、自治体の協力体制、次年度以降、継続実施の考えもあるやに聞いていますが、羅臼町の今後の支援の考え方をお答えください。

5件目、最後の質問ですが、羅臼町の町内、地域内交通整備に関してお伺いします。交通整備の現状、補助制度、ハイヤー事業の現状と観光客滞在時の交通利便、これは町民も含めますが、これらについて町長の認識、これをお伺いし、再質問を留保して1回目の質問を終わります。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) ただいま坂本議員より5件の御質問をいただきました。

それぞれ質問が多岐にわたっておりますので、答弁に少し時間を要しますことを御理解 いただきたいと思います。

まず1件目は、介護保険、地域包括ケアについて4点の御質問であります。

1点目は、羅臼町の高齢者の現状についてでございます。当町における65歳以上の高齢者の人数でございますが、平成26年3月31日現在で1,424人で、高齢者比率は25.3%、なお75歳以上は732人、13.0%でございます。この後の数字的なものにつきましては、平成26年3月31日現在といたしますので、御了承願います。

2点目は、要支援、要介護認定者の現状についてでございます。総認定者数は219人、そのうち要支援1の方は12人、要支援2の方は14人です。次に、要介護1の方は61人、要介護2の方は34人、要介護3の方は33人、要介護4の方は36人、要介護5の方は29人であります。

3点目は、介護保険の利用状況についてでございます。居宅介護サービスは147人、 地域密着型サービスは59人、町外施設サービスに12人で、合計で218人となっております。

4点目は、来年度からの地域包括ケアシステムの準備状況について、四つの御質問ですが、改正内容案につきましては国において平成27年度予算編成の中で最終的に確定するものがありますことを御理解願います。

最初に、予防給付についてであります。全国一律の予防給付のうち、訪問介護、通所介護を市町村が取り組む地域支援事業へ移行し、多様化を図ることとし、平成29年度まで段階的に移行するものでございます。この多様化につきましては、既存の介護事業者による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能となり、これにより効果的、効率的な事業も実施可能としております。

なお、財源構成につきましては、介護保険制度内でのサービスの提供であり、変更はありません。

次に、特養機能の重点化についてでございます。見直し案として原則、特養への新規入 所者を要介護3以上の方に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設 としての機能を重点化するものでございます。

ただし、既入所者は除くこととし、要介護1から2の方につきましてはやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与のもと、特例的に入所を認めることとしております。

次に、利用者負担の見直しについてでございます。

一つ目は、低所得高齢者の保険料の軽減を行い、その軽減分は現行とは別枠で公費から補填されるものであります。具体的には、介護保険料の第1、第2段階の介護保険料率を現行の0.5から0.3とし、特例第3段階を0.75から0.5に、第3段階の0.75を0.7に軽減するものであります。

二つ目は、一定以上所得者の利用者負担の見直しです。内容につきましては、負担割合の引き上げでございまして、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得のある方の自己負担割合を2割とするものであります。

なお、自己負担2割とする基準は単身で年金収入のみの場合に年額280万円以上を予定としております。

三つ目は、負担上限の引き上げです。高額介護サービス費の自己負担限度額のうち、医療保険の現役並み所得に相当する者のみを引き上げるものです。内容につきましては、1世帯、一般世帯は引き続き限度額を月額3万7,200円に据え置き、現役並み所得に相当する人がいる世帯に限定して4万4,400円に引き上げるものであります。

なお、住民税非課税世帯及び年金収入年額80万円以下の世帯については変わりはありません。

続きまして、補足給付の見直しについてでございます。これにつきましても二つありまして、その一つ目は施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入居者につきましては、その申請に基づき補足給付を支給し、負担を軽減するものであります。

二つ目は、預貯金等を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われるこ

とは不公平であることから、資産を勘案するなどの見直しを行うものであります。預貯金等は単身で1,000万円以下、夫婦世帯では2,000万円以下を対象とし、それ以上の預貯金等がある場合には対象外とすることとし、不正受給には加算金を設けることにしています。

また、配偶者の所得は世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は 補足給付の対象外とすることとされています。さらに、非課税年金収入については補足給 付の支給段階の判定に当たり、遺族年金、障害年金の非課税年金も勘案することとしてお ります。

当町といたしましては、今後においても国、道の動きに注視をしながら、本年実施した ニーズ調査の結果を考慮して、第6期介護保険事業計画の策定をしてまいります。

次に、2件目の子ども・子育て支援制度について、2点の御質問であります。

1点目は、子ども・子育て支援事業整備計画についてでございます。近年、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てを巡る社会環境は厳しい状況にあります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは、子育て世帯のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立化や家族や地域における子育て力の低下を引き起こすことが懸念されております。

このような状況の中、子供を産み育てやすい社会の実現に向けて、社会保障と税の一体 改革においても、子ども・子育て支援が位置づけられ、平成24年8月にいわゆる子ど も・子育て三法が成立いたしました。

法律の主なポイントは、認定こども園の制度の改善、施設型給付と地域型保育給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実となっており、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みをつくることとなり、市町村においては地域のニーズに基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定することとなりました。

当町におきましては、子ども・子育て家庭の状況及びニーズ調査を各幼稚園や小学校に 御協力いただき実施し、集計作業を終了しております。現在、その結果をもとに現状把 握、課題整理を行い計画素案を作成中であります。

そして、この素案をもとに町内の子育ての当事者や子育て支援の関係者等で構成する羅 臼町子ども・子育て会議において、委員皆さんからの御意見等をいただく予定にしており ます。なお、計画の期間は平成27年4月から平成31年3月までの5カ年となっており ますので、27年3月末までには計画を策定する予定としております。

次に、2点目の学童保育の基準と条例化についてでございます。学童保育とは、主に日中、保護者が家庭にいない小学生児童に対して、事業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を図る保育事業の通称であります。

実施する施設は放課後児童クラブ、学童保育所などと呼ばれております。基準につきましては、自治体によって異なりますが、おおむね児童1人当たりのスペースは1.65平

方メートル以上の広さを確保する、職員は児童20名までに対して2名以上の指導員を配置するなどとなっております。

さきの御質問にありました子ども・子育て支援制度において、この学童保育は市町村の 実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業の放課後児童クラブとして位置づけられており、運営基準等については市町村において条例等で定めることとされております。

この子ども・子育て支援新制度に関する条例等は12月定例会に上程する予定で準備を 進めているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。なお、当町では現 在、町内に設置されていない学童保育所を来年4月から開設する準備を進めております。 また、本年10月からは町内各幼稚園での預かり保育の時間を17時30分まで延長する こととしております。

今後も、当町においても少子高齢化が進んでいくことが予想されることから、全ての家庭で安心して子育てをしていける、女性が希望どおり子供を産み育てながら就労を続けられる環境づくりを進めていき、少子高齢化対策の一助となるようにしてまいりたいと考えております。

3件目の精神障害者保健福祉手帳、障害者手帳について3点の質問であります。それぞれ関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

精神障害者保健福祉手帳は、平成7年に改正されました精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、精神保健福祉法に規定された精神障害者に対する手帳制度として創設され、一定の精神障害の状態にあるために日常生活もしくは社会生活に一定の制約があることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し各方面の協力により各種の支援策が講じられることや精神障害者の社会参加と、自立の促進を図ることを目的にしています。

また、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級となりますが、障害等級の判定に当たっては精神疾患の状態と、それに伴う生活能力障害の状態の両面から、総合的に判断を行うものとされております。

受けられる主なサービスにつきましては、1級から3級までの程度区分や地域や事業者で差はあるものの、全国で行われているものとしてはNHK受信料の減免、所得税、住民税、相続税の控除、自動車税、自動車取得税の軽減などであり、地域や事業者によって行われていることがあるものとしては鉄道、バス、タクシー等の運賃割引、携帯電話料金の割引、軽自動車税の減免などであります。

また、認知症にかかわる主な福祉サービスにつきましては、認知症と診断され要介護認定がされた場合、各事業所が提供しています訪問介護や通所介護、施設サービスなどの介護保険サービスが利用可能となります。なお、認知症につきましては、体の病気がもととなって起きる精神障害、外因性精神障害のうち、脳そのものの病気によって生じる障害、器質性精神障害として分類されていることから、認知症と診断された場合は精神障害者保健福祉手帳を取得することができることとなりますので、自立支援医療や重度心身障害者

医療費助成、特別障害者手当などの対象となる可能性があります。

現在の当町における認知症の状況につきましては、認知症と診断されている方は総人口の2.3%で132人、65歳以上人口の9.3%となっており、介護認定を受けている方219人、要支援26人、要介護193人の実に6割、60.3%の方が認知症と診断されていることになりますが、その中には現在、精神障害保健福祉手帳を取得している方はおりません。

また、厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の15%が認知症と推定されていますので、潜在的な方も含めると当町にも約200人程度は認知症の方がいると考えられます。

いずれにいたしましても、認知症は進行性の病気で早期発見が重要と言われ、対応がおくれるほど周囲の家族の負担も増すと言われており、認知症支援策の充実は地域包括ケアを推進するためにも重要であると認識しておりますので、医療、保健、福祉、介護の連携を強化するとともに、住みなれた地域社会で生活していくための支援システムの確立に努めてまいります。

4件目は、8月7日から10日に実施された第1回しれとこ羅臼こんぶフェスタに関しての3点の御質問でございます。

1点目の町の活性化を目的とした地域の若者の取り組みに対する評価でありますが、今回のイベントにつきましては羅臼の将来を考える意欲的なさまざまな業種の若者で設立された羅臼町活性化ワーキンググループが中心となり、町の活性化を図るために羅臼昆布に特化した体験型イベントを企画されました。

ワーキンググループのメンバー以外にも多くの若者に協力をいただき、22名で実行委員会を組織し、去る8月7日から10日までの4日間にわたり、本町通りの歩行者天国特設会場において、延べ約2,000名の方々が来場し、盛況の内に閉会しております。

イベントの内容は羅臼昆布にスポットを当て、羅臼昆布のPRや消費拡大と道の駅を核とした地域の活性化等を目的として実施されております。また、現役漁業者による実演、もと漁業者を活用した体験コーナー、昆布を利用した飲食の提供、昆布体験ツアーの実施、漁協女性部のごっこ市との連携など、あらゆる面で昆布に特化し、工夫されたイベントであり、羅臼昆布特有の作業工程や羅臼昆布の価値を地元から発信することができたすばらしい事業であったと感じております。

さらに、羅臼の未来を担う若者たちが志を一つにして積極的に地域とつながり、お互いが活性化し、引いては地域が活性化するように、その第一歩としてこのイベントが具体的な地域とのつながりの構造の起点になればと期待しております。

2点目の自治体の協力体制及び3点目の次年度以降の取り組みについて、自治体や住民の支援につきましては関連がありますので、まとめて答弁させていただきます。

今年度においては、町や漁業協同組合、商工会、観光協会のオール羅臼が後援という形で関わらせていただき、必要に応じて担当職員が協力したり、事業を進める中で役場で

行ったほうがスムーズに進む各種申請手続きや役場職員の青年層による出店協力なども 行っております。そのほか、産業活性化補助金を活用した支援をさせていただいておりま す。

また、次年度におかれましても、実行委員会として実施する方向でいると聞いておりますので、町としても活性化ワーキンググループや実行委員会との連携を図りながら協力してまいりますが、町内の青年たちが地域の活性化を目的として地元の水産業に着目した事業を実施しておりますので、関係する機関や団体、町民の方々にも感心を持っていただき、積極的に協力し、地域産業の活性化につながっていくことを期待しています。

5件目の羅臼町の地域内交通整備について3点の御質問でございます。

1点目の現状と2点目の地域内交通整備補助制度については、バス事業の御質問と受け 取りましたのであわせてお答えさせていただきます。

バス事業の現状でありますが、平成15年度より町有バス3台を町内循環バスと貸切業務バスとして阿寒バス株式会社と委託契約を結んで運行しております。町内循環バス料金を小学生以上片道100円に設定したことにより、幼稚園児から高校生までの通学バスや高齢者等が診療所へ通院する際の足として有効に利活用されており、さらには平成22年度より通学に利用されている知円別線2台の車両のうち、1台を羅臼小学校経由に変更し、小学生が利用しやすい循環バスとして運行しております。

老朽化した町有バスの入れかえにつきましても、平成23年度に大型バス1台を購入しておりますし、今年度も大型バス1台を購入いたします。

今年度、購入するバスにつきましては、今月、日野自動車中標津営業所において内部改造やボディのラッピング等を行った後、10月上旬に納車予定であります。

次に、バス事業における補助制度でございますが、自治体に対するバスの補助制度につきましては、バス事業者が撤退した後に市町村の生活バス路線を自治体が運営する場合、道単独補助として補助率10%がございますが、当町の場合、阿寒バスに業務を委託していますので対象外でございます。

3点目のハイヤー事業の現状と観光客滞在時の交通利便についての御質問であります。 現在の羅臼ハイヤーの営業についてでありますが、基本的な営業時間としては月曜日から土曜日までの朝8時から12時までの営業で、日曜日は休業となっております。運転業務はフルタイム業務員1名とパートタイムで2名の業務員が行っておりまして、数年前からハイヤーの利用客が激減したと伺っており、昨年度からは町長車の運転業務を委託しております。

町民及び観光客の交通手段の確保から、営業体制については御相談をさせていただいておりますが、何分、会社経営に関する問題でもありまして、検討課題として捉えておりますので、今後さらに営業体制について話し合ってまいりたいと考えております。

以上であります。

〇議長(村山修一君) 坂本君。

○6番(坂本志郎君) 再質問いたします。

最初に、羅臼町の地域内交通整備についてです。

お答えにあったように、当町は鉄道がありませんので幹線輸送行う路線バス、阿寒バス と個別輸送を担うハイヤーが住民の移動手段となっている。

触れていましたが、個別輸送を行ってるハイヤーの運行状況ですが日曜日は休業です。 それから平日、夕方6時から7時までの間は夕食休憩ということで1時間は営業しません。1台プラスアルバイトということで、1台で動いているの結構あると思うのですが、ウトロですとか中標津だとか、長距離が入った場合には残念ながら羅臼町民はハイヤーを全く利用できないという状況になっています。

町民にとって暮らしやすい町づくりの上でも、町内の移動が円滑にできるようにする必要があると私は思っていますし、町にはその指導責任があります。今の観光シーズンですが、観光客の移動についても現行の稼働状況では不便だというふうに私は思います。

この観光客の足の確保は地域の飲食業等の振興にとっても決定的だというふうに思っています。その上で、町長も先ほど問題点幾つか御指摘になっておられましたけれども、このハイヤーの運行、改善に向けてどこまでできるのか、民間ということもありますからあるのですが、今、どんな問題が起きているのか、どんな課題があるのか、町として調査をする必要があると思いますが、この点について町長のお考えをお伺いします。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 今、質問あった中身に関連いたしまして、今後において高齢化が進んでいくという中にあって免許取得者が免許を返上するということ、あるいは買い物に来る場合の交通手段、あるいは観光客のそういう移動の問題、さらには通院の問題と、いろいろある意味ではハイヤー、民間のハイヤー会社といえども準公共的な意味合いもそこにはあるのかなというふうに思っています。ましてや羅臼町の場合は1社だけの会社でありますので、そういうこともあるというふうに思います。

したがって、質問のありました調査というよりは今後、会社がこの羅臼の現状も踏まえてどういう経営方針でいくのかということについて会社と十分話し合ってみたいというふうに思っています。

どういう問題があるかというのは私なりに今言った、最初に言ったいろいろなそういうことが懸念されるということは十分承知しているところでありまして、この辺について今後、会社と十分協議した上で、会社の方針が示されたとすれば、その段階でまた町としても考えざるを得ない部分があろうかというふうに思っています。

○議長(村山修一君) 坂本君。

〇6番(坂本志郎君) おっしゃるように、これから高齢者がふえてくということもありますけれども、需用そのものはきっと高まっていくだろうと、そういう意味では民間会社ですから指導責任はあるとはいっても、どこまで介入できるかという、こういう難しい問題も確かにあると思うのですが、先ほど言いましたけれども町内で住んでいる方、観光客

を含めて、その利便という点でいうとこの町内の交通整備、小さい町ですが大事なことで 外せないというふうに思いますので、ぜひその視点でハイヤー会社との協議をぜひ進めて いただきたいと思います。

次に、四日間にわたり開催されたしれとこ羅臼こんぶフェスタについて、評価と考え方をお聞きしました。若者が主体的に企画をして、地域の活性化を目指し実践したこの催しは、単なる一イベントではなくて羅臼の将来を見据えて進めるという大きな一歩だと私は思います。町長も先ほど大きく評価をされているというお話がありました、大変よかったと思います。

実施に際してさまざまな障害がきっとあったのではないかというふうに思います。それを一つ一つクリアして、成功にこぎ着けたこの22名の若い実行委員会の皆様に敬意を表したいというふうに思います。

第1回目の開催ですから、結果として反省点であるとか、課題も幾つも出てきたと思いますが、町として今後の対応、担当課が中心となって話し合って出た課題の改善をして、 羅臼町全体の活性化につなげていっていただきたいというふうに考えます。

町長のお話でオール羅臼で取り組んだのだと、産業活性化の補助金の対象にもしたと、 それから次年度開催に向けて積極的に協力をしたいという言葉がありましたので、ぜひそ の方向で、こういう若者たちの自主的な運動について全面的な協力をしていただきたいと いうふうに思います。

次に、精神障害者の福祉手帳に関してお答えがありました。受けられる福祉サービス、 制度やサービスについてお話がありましたが、認知症の方について再質問をします。

今、65歳以上、10人に1人が認知症という厚生労働省のデータがありますが、羅臼町の認知症の患者数は先ほどのお答えでいうと132名、65歳以上の方の9%ちょっとぐらいだということですね、1割ぐらいの人が認知症だと。潜在者、おもてに出てこない方も結構いらっしゃるのかなと思うのですが、町長、約200名ぐらい潜在者含めているのではないかと、そういうお話でした。

その上で、認知症でもケースによっては精神障害者福祉手帳、障害者手帳を取得できるのですが、羅臼町の手帳取得率は実はゼロ名だという、132名中ゼロだということで、これは間違いありませんか。

- 〇議長(村山修一君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(対馬憲仁君)** 間違いございません。
- 〇議長(村山修一君) 坂本君。
- **〇6番(坂本志郎君)** 私、手帳が交付されるといろいろなサービスが受けられるのではないかなということで、お話をしたらば税の減免ですとか、NHKですとか、鉄道、バス、タクシーとか、その他もろもろあるのですが、これが受けられるのですね。そういうことになっているのですが、ゼロ名ということで、羅臼町はその該当者にそのことを周知したり、申請援助はしてこなかったのですか。

- 〇議長(村山修一君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(対馬憲仁君)** 制度の周知はしているところですが、結果としてそれを申請、利用される方がいらっしゃらなかったというようなことになると思います。
- 〇議長(村山修一君) 坂本君。
- **○6番(坂本志郎君)** 障害者手帳は恥ずかしいという、そういう意識があるのか、私もちょっと一つ持っていますけれども、実はこの申請手続きが割と面倒くさいということもあるのかなというふうに思うのです。

それでは、精神障害者保健福祉手帳交付申請手続きはどういうふうになっているかお答えください。

- 〇議長(村山修一君) 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(対馬憲仁君) お答えいたします。

申請書、市町村の役場の窓口で申請書を提出していただくわけですが、それに診断書、必要な医療機関における診断書を添付していただくというようなことになっております。

- 〇議長(村山修一君) 坂本君。
- ○6番(坂本志郎君) それでは全然わからない。

まず一つ目は、かかりつけのお医者さんに相談しなければいけないですね、一番最初に、そして、町村の役場に福祉課ですが、申請書をもらわなければならない。その後、医師の診断を受けて診断書を書いてもらう、そして申請書を完成させて窓口に申請をする。都道府県が設置している精神保健福祉センターがその審査をすると、こういうことになっているのです。

ここで重要なのは、流れの中で大事なのはこの手帳を受けるための最初の手続きは認知症の治療で受診を開始した日から初診日から6カ月以上経過してなければならない。手帳を申請する際に必要な診断書を書けるのは都道府県が指定した医師か、認知症の精神治療に当たっている医師です。

それでは、近隣の病院で、あるいは診療所で、この診断書が書ける医師のいる医療機関はどこでしょうか、お答えください。

- 〇議長(村山修一君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(対馬憲仁君)** 診断書を書ける医療機関でございますが、根室管内でいいますと町立中標津病院、町立別海病院、中標津こどもクリニック、根室共立病院、江村精神科内科病院となっております。

ただし、中標津こどもクリニックにつきましては小児科ということもございますので、 基本的には18歳未満の方を対象というようなことで御理解いただければというふうに思 います。

- 〇議長(村山修一君) 坂本君。
- **○6番(坂本志郎君)** 病院名はともかくとして、釧根管内でいいますと別海町に一つ、中標津に一つ、根室で3カ所、釧路は10カ所と、こういうことになっているのですが、

手続きの関係が若干面倒と、こういうところでも足踏みしてしまうのだろうと思うのです。

先ほども言いましたが、手帳が交付されると税の控除ですとか、減免、割引、助成など、さまざまなサービスが受けられます。それでは、羅臼町も該当者にこの制度を知らせて申請手続きの援助、ちょっと面倒なところもありますから、を行うべきと思いますけれども、町長のお考えをお伺いします。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 個人的なプライバシーの問題もきっとあるでしょうけれども、町としてできることであれば積極的に支援してまいりたいというふうに思っています。

〇議長(村山修一君) 坂本君。

○6番(坂本志郎君) 認知症に関しては、町長も先ほど言いましたように結構な数がいらっしゃる、それから、これからまたふえていくということで言いますと、せっかくある制度やサービスを要するに患者さんがよく知らない、手続きの仕方がわからないということになっているようですから、実績がゼロですから、これはもうそのことを、プライバシーの問題があるとするならば、その個人特定できているわけですから、その方に直接そういう御相談に来ていただけませんかとか、あるいはそういうパンフレットあるはずですから、そういうのをお送りするとか、こういうことをぜひやるべきだというふうに思いますので、町長そういう方向でということなので、ぜひそれはやっていただきたいというふうに思います。

次に、子ども・子育て支援事業についてお答えがありました。子ども・子育て支援新制度によって、就学前の子供たちの保育、教育にかかわる国の制度が大きく変わることになります。同時に、学童保育の国の制度も大きく変わり、市町村も初めて学童保育の基準を条例で制定することになるなど、市町村の施策も大きく変わることになります。

この条例に関しては、国からのガイドでは9月の定例会ぐらいに可決をしてくださいというような、恐らくガイドが来ていると思うのですが、中標津は今回、9月にたしか条例を決定をしていると。なぜ9月かというと、来年の4月からスタートするからなのですね、そういう意味で。急がないとなかなか大変ではないかなと。

学童保育は説明にもありましたが、共働き、ひとり親家庭の小学生の放課後の子供の生活を継続的に保障すること、そのことを通じて親の働く権利などと家族の生活を守るという目的、役割を持つ事業、施設です。

学童保育は、児童福祉法で国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身共に 健やかに育成する責任を負うというふうに位置づけられている事業として、市町村に一定 の責任がありますが、依然としてこの実施責任を明確にしていない市町村が少なくありま せん。学童保育は、保育所と同じようになくてはならない施設であり、しかし学童保育の ない町や村がまだ実は1割ぐらいあると。羅臼町もありません。

では、羅臼町にこの施設が設置されてこなかったのは、どんな理由があるのか。町長、

さっきちょっと触れていましたけれども、どんな理由があるのかお答えください。

○議長(村山修一君) 保健福祉課長補佐。

〇保健福祉課長補佐(洲崎久代君) 御質問ありがとうございます。羅臼町で学童保育が 今まで設置してこなかった理由といたしましては、羅臼町は第1次産業の漁業が中心の産 業形態でございまして、フルタイムで就労するという女性が今まで少なかったという状況 があったと思います。

ですが、最近は育児休業制度の普及など、役場職員や漁協職員、妊娠・出産後も就労を継続する職員がふえていることや、国保診療所や介護施設も開設されまして、女性の就労場が拡大しているという状況もありまして、ニーズが高まってきていると思われております。

〇議長(村山修一君) 坂本君。

〇6番(坂本志郎君) ニーズですね、学童保育をしてほしいという要望が少なかったという、恐らくそういうことがきっとあるのだろうと思います。

ただ、一方で国の制度上にも大きな問題があったことは事実です。3点あるのですが、一つは市町村には学童保育の利用の促進への努力義務しかない、二つ目は福祉事業という位置づけなので、法的に最低基準が決められておらず法的拘束力がない、三つ目に予算が非常に少ないと、こういうことなのです。

今回、新しくできた子ども・子育て支援法で学童保育は大きく変わっていくのですが、 きょう時間がありませんので、ここはちょっと割愛をしたいと思います。

先ほどからお話ししているように、現在、半数近くの市町村は学童保育に関する条例を 持っていません。当然、羅臼町もありません、12月にというお話でした。羅臼町は12 月に制定する予定だと。

多くの市町村では条例制定作業における基準の検討の中で、国の基準どおりにつくると ころがほとんどのようだというふうに私は承知しています。市町村の条例制定に向けて、 国は予算を組んでいますが、国の財政措置は市町村の予算化が前提です。市町村が負担分 を出して、国に補助金、交付金を申請しなければもらえません。

羅臼町も学童保育をしっかり整備、充実させていくという方針を持ち、来年度からやるのだと、先ほどありました、非常にいいことだなと思うので、ぜひその方向でやっていただきたいのですが、必要な予算化をしっかりやっていただきたい。

町長の1回目の答弁の中で述べられている、当町も少子高齢化が進んでいくことが予測される、全ての家庭で安心して子育てしていける、女性が希望どおり子供を生み育てながら就労を続けられる環境づくりを進めて少子化対策の一助となるようにしたいと、こういうお話が1回目の質問でありました。

ぜひ、この視点で検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険、地域包括ケアに関してお答えがありました。まず、最初に押さえてお かなければいけないのは、今回の介護保険法改正の主な項目、予防給付の見直しと特養機 能の重点化は2015年、来年の4月から実施がスタートします。利用負担の見直しと補 足給付については来年の8月から実施がされます。もちろん、段階的にということがある と思うのですが、そこからスタートする。

内容については、予防給付の見直しだとか、特養機能の重点化だとか、利用者負担の見直しだとか、補足給付、補足給付とはなんだ、こういうことになって、なかなか難しいのですが、最近はマスコミのほうでも少しずつこれらテーマにして新聞報道がされるようになっていますが、来年4月からスタートするこの制度見直しについて、私は1回目の質問で内容と準備状況を質問したのですが、最初の答弁でお答えがありませんでした。来年の4月からスタートするのであれば、介護保険の利用者、関係施設や事業者に変更内容を周知したり、ボランティアの確保や協力依頼など、周到な準備がきっと必要なのだろうというふうに考えていますが、国からのそういう通知がおくれているのかなと思うのですが、なかなか担当課のほうでも難しいのだろうということは理解をしていますが、余りにも時間がないということで不安を感じます。

北海道の他の自治体でも、今回の介護保険法改正で困っているようです。

幾つか紹介しますが、デイサービスは要支援者が多くいる。外されると町の財政も大変になる(空知管内の自治体)、町で全てのサービスを網羅するのは無理だ。地方では事業所が限られ、地域に受け皿はない(後志管内の自治体)、事故などを考えると、町独自事業でボランティアを用意するのは難しい(空知管内)。

全体として、介護は予防を重視すべきだと、財政問題になると、福祉にしわ寄せが来る、逆行した政策が進められている、制度を丸投げされて、町も大変だ、それから、要支援者と言っても実態は大変だと、厚生労働省は介護現場の声を聞くべきだ。

では、予防給付にちょっと特化してお伺いします。

改正案では、要支援者が利用している予防給付サービス全体の6割を占める訪問介護、 通所介護を現在の予防給付から切り離して、市町村が実施する事業に移行させる。その受 け皿として、新たな総合事業、介護予防生活支援サービスを市町村の事業の一環として創 設する。

この新しい総合事業は、人員や運営などに係る細かな基準は国として一律に定めずガイドラインを作成し、その範囲内で市町村が対応する。ボランティア、NPOを活用するなど、非専門職によるサービスの提供を可能とする。事業者を指定または委任、補助する場合、その報酬単価を市町村が独自に設定する。

市町村に移行する、市町村の事業として創設する、市町村が対応する、独自に設定、ほとんどが市町村に丸投げのような中身ですね。これらの準備状況、ざっくりでいいですからお答えください。

○議長(村山修一君) 地域包括支援センター課長。

〇地域包括支援センター課長(斉藤健治君) 予防給付の準備状況でございますが、現時 点では改正案の課題等の整理、それから近隣市町村の準備状況の収集をしているところで ございます。

管内1市4町におきましても検討協議中でございます。また、議員が懸念されております全国的に介護職員の確保が厳しい中、ボランティアやNPO法人等においての人員確保の課題と市町村間における料金を含めたサービス内容の格差などが課題として想定されているところでございます。

いずれにいたしましても、国は今後、市町村等の意見を勘案し、ことしの年末までに告示、通知する予定としております。

したがいまして、先ほど町長も答弁で申しましたが国や道の動きに注視をしながら、ことしのニーズ調査の結果を踏まえて、加えてさらに道内市町村、特に管内1市4町とできるだけ足並みをそろえてこの改正案の準備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〇議長(村山修一君) 坂本君。

〇6番(坂本志郎君) 予防給付についてだけではないのですが、市町村に丸投げされて、担当課もきっと大変なことになっていくのではないかなというふうに私は思っています。

特養機能の重点化というのもあるのですが、改正案では入所者は原則要介護3以上、特例的に要支援1、2の入所は認めるとしていますが、これは要支援1、2の人を特養から締め出し、待機者リストから外すものです。

それから、利用者負担がふえる件、見直しでは現在1割の保険料負担が2割になり、実施されると被保険者の2割の方が引き上げ対象になる。それから、小規模事業所にとっても事業単価の切り下げによって収益が大幅に減少することで甚大な影響が出ることが考えられます。

特に重要なのは、担当課長が今一言言われました。サービス格差という言葉を使っていますが、市町村格差の拡大が問題です。新しい総合事業の内容が市町村の裁量に委ねられているため、各市町村の財政力やボランティアなどの社会資源の事情などにより提供されるサービスに大きな格差が生じることになります。

介護保険という全国一本の制度であるにもかかわらず、住んでいる市町村によって受けられるサービスが異なるという不平等な事態が一層拡大することになる。それでは、受けられるサービス、格差の問題、福祉力の差とも言いかえられますが、この自治体によるサービスの格差問題、町長はどう捉えておられるか、お考えをお聞かせください。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 当然、今のこの社会が成熟していく状況の中で、医療であるとか、あるいは介護であるとかということは基本的に国民一人一人のこととして、地域のこととしてでなく国全体で本来であれば当然、サービスは一定でなければならないというふうに私自身思っております。

したがって、この格差という問題につきましては、北海道、町村長の集まりである北海

道町村会においても国に対していろいろとそういう運動も展開しているところでありますけれども、なかなか我々の思うようなところにはいっていないというのが現実でありますけれども、いずれにしても医療であるとか、国保であるとか、あるいは介護という問題、今、坂本議員御心配のように、当然、これは格差があってはならないと、ならないといってもやはりそこには財源的な問題も伴うとすれば、財政構造、あるいは財政投資をということになってくると、結果としてそういうようなことにもならざるを得ないと、そうならないようにいろいろとまた我が町のニーズも含めながら、あるいは近隣の町村との全て一緒にはできないかもしれませんけれども、そう格差のないような形でもって検討してまいりたいというふうに思っております。

〇議長(村山修一君) 坂本君。

〇6番(坂本志郎君) 町長おっしゃるように財政的な問題がすごく大きくなるだろうと、今、これがやらないまでも各自治体の政策の中でこの福祉力の差が顕著になってきているわけです。

もちろん、ない袖は振れないということはありますけれども、それでもそのことがこの 市町村格差を広げていくということになると、同じ国民で、同じ町民で受けられるサービ スが違ってくるというのは、これは大変な社会問題になる可能性がある。

最後に羅臼町も取り組んでいる、午前中から出ていますが地域包括ケアの実現は今回の 改正では主として提供体制にかかわる問題として打ち出されています。要するに各自治体 の責任だよ、問題だよというふうな打ち出し方されていると。

この地域包括ケアの概念ですが、住まいを基本に医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制と定義されていますが、住みなれた地域で最後まで暮らし続けたいという願いを実現するための課題です。この内容自体は、今後の高齢化の進展、独居、老々世帯、認知症高齢者の増大の中で、国、自治体が取り組むべき重要なテーマです。この地域包括システムの構築について、厚生労働省の担当官僚はこう言っているのです。これらを取り組む中で、よい地域包括ケアと悪い地域包括ケアが生まれていくだろうと、こう述べています。

要するに、地域包括ケアは市町村の自己責任だと言わんばかりの姿勢です。高齢者、住民本位の地域包括ケアは医療、介護、社会保障の充実があってこそ実現するものです。羅 臼町もその準備をしっかり行って、くれぐれも悪い包括ケアにならないよう努力されることを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長(村山修一君) 以上で、6番坂本志郎君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩します。2時10分、再開します。

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番髙村和史君に許します。

○4番(高村和史君) 大変皆さんもお疲れのようでございますが、あと1時間ほど質問をさせていただきます。大変、貴重な時間をいただき、心より厚く御礼を申し上げます。

先ほど、先月でしたでしょうか、厚労省より日本の平均寿命が公表されました。大変、嬉しい公表結果でございました。女性は86.48歳、男性は70を超えまして80.16歳という驚異的な数字でございます。

なぜこの数字が延びたかというと、やはり食生活、そしてまた医療の進歩、最大に言えることは予防医学ではないのかなと、このように分析しております。さらにはまた20年後の推移といたしまして、この予防医学の確立と食事、いわゆるそういうもののきちんとした計画的なものをするとあと3年、女性は5年延びるという、世界でもまれにない高齢化というか、長生きのすばらしい結果が出るのではないかと、そのためにも今この予防医学、大切なことだなと痛感しております。

さて、町長の行政執行方針にあります医療、保健、福祉、介護の連携を目指すという公 約の中の保健分野について、特定健診やがん検診の受診率が大変伸び悩んでいる、そのた めに健診を受けやすくするとともに、通年にわたって健診ができる診療体制について周知 してまいると、年1回は健診を受けていただく、みすがらの健康はみずからで守るとい う、疾病予防の意識を町民の皆さんにも強く持っていただけるように町民皆健診に向けた 取り組みを進めてまいりたいと公約しております。

町長の行政執行方針の中に、我が町の、私が感じる限りでは、この予防医学にしても大変、この充実している、他町村にはおくれをとってないぐらいの健診活動もしているのかなと、このように見受けられます。

さて、1点目の質問でございます。

我が町は第1次医療機関です。我が町で最も重要視しているのが予防医学なのです。通常の経緯のがん予防健診等は承知しておりますが、今後、がん予防健診に対して短・長期にかかわりなく町としての取り組みがあったらお聞かせ願いたいと思います。

また、がん検診を受けた方の中で、がんと診断された方は過去わかる程度でよろしいですけれども、3年くらいでどのくらいの人がいたのか、わかる範囲でお答えください。

続きまして、国立がん研究センターが平成26年のがんの罹患数の初の予測を発表いた しました。平成26年、ことしの予測でございます。

全国でがんに罹患する人は88万人と予測しております。そのうち、上位3位の部位では、胃がんは13万700人と予測して、そのうち5万300人は死亡するだろうと、このように予測しております。

さらにはまた、肺がんでは12 万9,500 人が罹患し、7 万6,500 人が死亡するだろうと、また乳がんでは8 万6,700 人が罹患し、そのうち1 万400 人が死亡するのであろうと予測しております。大変、悲しい驚きの数字でございます。大きな不安の予測

でもあります。

過去3年間に、我が町のがんの罹患数、わかる範囲でお答えください。また、罹患数の 多いがんの上位、3番目ぐらいでよろしいのでお答え願いたいと思います。

さらには、罹患しているがん患者に対して、どのような指導等を含めて町として取り組んでいることがあればお聞かせを願いたい、また、今後の計画があればお伺いしたい。また、患者さんの緩和治療を要する人にはどのように対処されているのか、また、生活支援が必要な方には財政的な支援がないのかありましたらお答えください。

続きまして、羅臼町のがん死亡2位の胃がんについては、予防医学では98%胃がんにはかからないという画期的な予防法が確立いたしました。平成23年のことでございますが、胃がんは慢性胃炎から萎縮性胃炎、腸上皮化生胃炎から胃がんとなる、これが胃がんの経路でございます。また、胃がん患者の100%がピロリ菌に感染しています。ピロリ菌の除菌治療をすることで、大きく胃がん予防につながることが世界的にも、日本の学術でもわかりました。ピロリ菌感染者が汚染された井戸水や川の水を飲んで感染した可能性が高いと専門家は指摘しております。

ですから、今みたい水道、上水道整備がない我々の年代の団塊世代がいわゆる菌の保有率が70%、80%推移しております。団塊世代は70から80%が感染している、上水道整備とともに減っているので、今の10代の感染率は大変少なく5%から6%くらいだと言われています。

ここで提案なのです。胃がん撲滅に向けたピロリ菌除菌の取り組みが道内の自治体も積極的な取り組みをしております。中学生を対象とした政策として、渡島管内の福島町、木古内、知内、美幌、稚内市が取り組みを初めております。我が町もぜひ、生徒と町民を対象とした胃がん撲滅とピロリ菌除菌に向けた取り組みをお願いしたい、町長の誠意ある答弁と熱意あるお答えを期待します。

私はなぜこの中学生生徒の対象を力説するかというと、中学生のピロリ菌の感染率が上水道の普及によりまして10%以内、となると10人に1、もしくは100人に1人という確率で1回ピロリ菌を除菌することによって、その子が一生、80になろうと、70になろうと、60になろうと、この胃がんの発生率はゼロに等しいからなのです。

ただ、私たちの団塊世代は先ほど申したとおり70、80というパーセントを持っています。それでも除菌することによって胃がんの発生は98%に抑えられるということが医療機関、学会等で公表されております。

生徒を対象とした場合は、教育委員会、また学校関係者、医療機関の理解と協力が必要 でございます。将来を見据えた大事な、大事な大事な政策だと思います。提言させていた だきます。

ピロリ菌が胃に住みついていなければ、先ほど言ったようにほぼ確実に胃がんにならないことがこれまでの研究からわかってきております。ピロリ菌は胃がんの元凶とも言える 細菌なのです。 若年者は中学生時に感染の有無を調べ陽性者は除菌する、若年者は検査や検診で陽性であれば除菌することで胃の病気、さらにはまた胃がん死は大幅に減らすことができると学術的にも結果は出ております。行政として、ピロリ菌の検査の啓発を進んですべきと思いますが、考え方をお伺いします。

ことしの6月に北海道新聞の夕刊で連載で胃がん撲滅元年と位置づけ、広く道民に訴えていた先生がおりました。北海道大学大学院浅香正博特任教授でございました。浅香先生は、がん予防医学、がんの治療に対して大変、巧妙な方でございます。特には、胃がんに関しては98%の方がピロリ菌の除菌によって胃がんにはかからないと、胃がん抑制できると断言しております。

浅香教授は胃がん撲滅の推進、がんに対する世界的なスペシャリスト権威者でもあります。浅香教授は対策なしでは、これからの胃がんの死亡者はふえるばかりだ、対策なしでは医療費は一層増加し、ピロリ菌感染者の胃炎患者の除菌をふやせば、胃がんの発生頻度は減少し、数年後には医療費の大幅な節減にもつながっているとコメントしております。行政の取り組みに期待しているというコメントを発信しております。町民の健康とがん撲滅に行政と、医療機関と、地域住民に周知、がん予防の情報を共有すべき取り組みの必要性を訴え、重要な課題としての政策を構築していただきたい。

連載で新聞連載載りましたときに、ずっと拝読しまして、がん撲滅の記事を読み我が町にもがん予防内科の権威ある北大の協力と浅香教授の推進しているがん撲滅の取り組みを羅臼町にも協力してもらえないのかということで、北大病院に電話いたしまして、浅香先生にもお願いをしました。再三、お願いをいたしまして、羅臼町にも協力してもらえないのかと、北大病院としてがん撲滅、胃がんピロリ菌除菌の支援していただけないのか、大変失礼だと思いましたが電話を再三させていただき、その結果、大変、快い回答が来ました。

羅臼町として取り組みの方向性が出たなら、大学は財政的な支援と協力と積極的な支援をしたいと考えている、ぜひ前向きに御検討願いたいと、北海道大学病院光学医療診療部間部助教授先生の文書で回答をいただきました。

間部助教授は、課題の多い状況を推察しますが、羅臼町での対策については間部助教授が可能な限り対応していただけると、これも文書で回答いただいております。

また、北大病院、ずっとピロリ菌のことを調べているうちに渡島管内の渡島医師会の会長さん、この人も大変、数年前から学校のほうのピロリ菌に関して大変、情熱を持って取り組んでいるということで、この先生にもお手紙を書かせていただきました。渡島管内の医師会会長小笠原実先生というのですけれども、この先生にもぜひ羅臼でやるのであれば協力は惜しまないよというお答えもいただいております。

こういう大きい町民が胃がんにならないため、また町民ががんのケアのために、またどんながんでも、北大も羅臼のためならある程度の力は惜しまなく頑張りたいと、そういう力強いお言葉もいただいております。町長の考え方、お伺いしたいと思います。

続きまして、2点目の質問でございますが、道州制、今、大変、道州制話題になっているのですけれども、道州制の意義と課題についての質問でございます。

道州制を巡り道内の市町村は大変な警戒を強めております。さきの通常国会では、道州制導入の手続きを定めた基本法案の提出を見送りましたが、秋の臨時国会には間違いなく提出されると思います。

道州制とは、都道府県を廃止して全国を10程度の道州に再編するという制度でございます。中央省庁と自治体との二重行政を減らし、自治が進むとされております。一方、道州間の財政格差や道州都に人口が集まり、地方の過疎化が進むという指摘もあります。

また、道州制の下で自治体に移譲される権限を使いこなすには人口最低10万、20万、30万くらいの規模でなければ、いわゆる市レベルの財政規模や事務能力が必要とされております。

当町の我が町のように小さな町、この類似するような町村はどうしても先ほど言いました 10万、20万のそういう自治体にしなければできないということは、やはり平成の大合併を再来として危惧もしております。

これには、この道州制には高橋知事も賛成をしております。道州制というと、どうして も都道府県合併というものを伴い、一方でさらに基礎自治体という名称が出てきます。基 礎自治体というのは、小さな市町村は認めない、最低20万人規模ですよ、そうなれば当 然、市町村合併を実行することになるのです。

そうであると、その過程で地方自治の本旨が、めちゃくちゃにされざるを得ないような、そういう気もいたします。町長の道州制導入のその基本法案と道州制についての羅臼町の方向性等の考え方をお示し願いたいと思います。

以上、壇上からの御質問終わります。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) ただいま髙村議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、がん予防と罹患した患者の対応、ピロリ菌除菌で胃がん撲滅について、5点の御質問であります。

1点目の過去3年間でのがん検診受検者でがんと診断された方の人数並びに今後のがん 検診に対しての新たな取り組みについて、また2点目の我が町のがん罹患数及び罹患の多 い順位につきましては、関連がございますのでまとめて答弁させていただきます。

まず、当町で集団検診で行っているがん検診は胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、 乳がん、肝炎ウイルスの検診であります。平成23年度から25年度の3年間では、この 集団検診で胃がん検診で2名、乳がん検診で1名の方ががんの発見に結びつきました。な お、今年度については、この集団検診で3名のがん患者の発見につながっております。

また、がんでの罹患数ですが、平成25年5月から平成26年4月診療分の集団検診を 行っている主要がんに伴う受診者数につきましては、町で把握できる国保加入者に限った 数で申しますと1位が肺がん、2位は大腸がん、3位は胃がんと乳がんとなっておりま す。

既に御承知のとおり、当町の死亡原因の1位は悪性新生物、がんによるものでありまて、特に近年は肺がんで亡くなる方が急増している状況にあります。しかしながら、当町のがん検診の受検率は依然低い状況が続いておりまして、早期発見、早期治療でがんは直る病気と言われておりますので、引き続きがん検診受検の周知活動、各種助成券の発行、年間を通じた検診を受けられる体制整備などを行ってまいりたいと思っております。

3点目の罹患しているがん患者に対してどのような取り組みをしているか、緩和医療を要する患者に対しての対処、財政的な支援についてでございます。

がん検診等で精密検査が必要になった方に対しましては、保健師が一人一人に受診勧奨を行い、早期発見、治療に結びつけております。治療の必要な方については、必要に応じて保健師や栄養士の指導、介護が必要な状況の方には要介護認定等の相談を行っております。

財政的な支援につきましては、国民健康保険加入者に関しましては、滞納がない限りは 限度額認定書の交付や高額医療費制度の活用などを行っております。

4点目の胃がんの原因とされているピロリ菌の除菌に向けた取り組み、5点目のピロリ 菌除菌の財政的な支援についての考え方につきましても関連がございますので、まとめて 答弁させていただきます。

ピロリ菌と胃がんリスクの調査結果を発表した厚生労働省研究班は現在のところ、ピロリ菌の除菌が胃がん予防に有効かどうかという確証は現段階でははっきりせず、さらなるデータの集積が必要であり、胃がんの予防にはまずは禁煙や食生活などの生活習慣の改善が大事だとしております。

ピロリ菌の除菌に関しましては、昨年から健康保険が適用されるようになりました。胃がん検診で胃炎等の所見が認められた場合は、医療機関でピロリ菌の検査を受けていただくようにすることで、よりリスクの高い方に有効な医療を受けられると考えております。

当町といたしましては、町主催の胃がんの集団検診でピロリ菌の検査を盛り込み、まずはピロリ菌感染者を集団検診で発見し、医療に結びつける動機づけになるような体制を検討してまいりたいと思っております。

今後も厚生労働省での研究等の動向を注視しつつ、我が町の死因の1位であるがんの危険を減らすような生活習慣についての町民への啓蒙も行いながら、がん予防に向けた取り組みをしてまいりたいと考えております。

2件目は、道州制の意義と課題についての御質問であります。

道州制とは、議員おっしゃるとおり現行の都道府県単位による行政区域を廃止し、複数の都道府県を統合した広域行政体をつくり、独自の権限を与える制度と言われておりますが、国の役割を縮小し、外交や防衛、司法等に極力限定し、産業や生活など、内政にかかわる事務権限を道州へ移行し、現在、都道府県が行っている事務事業を道州の中に置く自治体に移譲するというものであります。

議員御指摘の基礎自治体のあり方につきましては、住民に身近な地方公共団体として従来の都道府県及び市町村の権限をおおむねあわせ持ち、住民に直接かかわる事務についてみずから考え、かつみずから実践することのできる地域完結制を有する主体として構築すると定義されております。

導入を進めている自民党は市町村の事務及び都道府県から移譲、継承された事務を処理 する地方公共団体を基礎的自治体と定めており、これはそれなりの人口規模、職員数を有 する必要があり、小規模自治体では対応することができず、基礎自治体として認められな い場合には、市町村合併が進められる恐れがあります。

道州制の導入につきましては、全国町村会ではこれまで一貫して反対してきており、平成20年、平成24年、平成25年には道州制の導入に反対する要望活動を行っております。

また、北海道町村会におきましても、道州制は地方分権の名をかりた新たな集権体制を 生み出し、税源が豊かな大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差を拡大させるもの で、行政と住民の距離を広げ、住民自治の埋没を引き起こし、市町村を強制的に再編する 懸念もあることから、現在、導入が進められている道州制に断固反対し、町村、住民の意 向を十分踏まえ、法案提出を見送るなど、慎重に対処されるよう本年6月5日道州制に関 する緊急要望書を政府、与党に提出しております。

さらに、6月末現在で、道内134の町村議会が道州制反対の意見書を決議している状況であります。

私といたしましては、現在の道州制議論は国民的な議論がない中で進められておりますが、これは日本の国の形を抜本からかえるような非常に大きな問題であると感じております。各町村に対する財源もどこまで保障されるのか、各自治体や住民にどのような影響が生じるのかなど、具体的な内容が示されていない状況の中で法案が提出されることに対して危機感を抱いております。

今後も、全道町村会の枠組みの中で行動をしてまいりたいと考えておりますので、御理 解を賜りたいと存じます。

以上であります。

- 〇議長(村山修一君) 髙村君。
- **〇4番(髙村和史君)** では、ピロリ菌のことでちょっと質問させていただきます。

今、また別な部分のほうからピロリ菌は有効性がないという判断であれば、これ以上、 私は何も申すことはない。ただし、そういうこれがいい、あれがいいという判断であれ ば、何を言ってもそれは理屈みたいな感じで、私は北大の浅香という教授は、私は信頼し て北海道新聞でもあれだけの記事を載せた方ですよ、それを否定して、では別なサイトか らそっちのほうが効果ないようなことでは何も質問できないではないですか。いずれにし ても、ちょっと質問を変えます。

羅臼町で悪性新生物がんで死亡した方は、平成16年から平成25年、10年間で17

2名の方が他界しております。平成21年から5年間でも103人の方ががんで他界しております。

昨年、25年度の年間死亡総数は67名でございます。そのうち、がん悪性新生物の割合は43.3%、29名の方がこのがんで命を奪われております。2人に1人はがんにかかる時代が来ているといっても過言ではないのかなと、このように思います。

今、私が提示したように、本当にこの予防医学で急務だという話をしているのですけれども、当町の場合はほかの町村から見てもがんの発生率が非常に高いということをまず認識をしなければいけないと、私はそのように思っております。

この一般的にがんに罹患し、がんにかかった場合、財政的支援は高額医療の関係と保険 適用だけでございますが、それは承知しております。ただ、一般的にがんになった場合、 がん治療として現在行われている方法は日本画一だと思うのです、三大療法として手術、 抗がん剤、放射線治療です。いずれにしても我が町の診療所では治療不可能な要素があり ます。手術による治療は町外の病院にかからなければなりません。抗がん剤治療も十数回 病院に通い、2カ月から3カ月、これが1回目の第一定の治療なのです。

また、放射線治療による治療法は1回の照射は数分ですけれども、がん腫瘍の大きさに もよりますが1日1回、最低でも30回は照射しなければならない、単純治療日数は通院 に直しますと30日くらいを要するのです。特に放射線治療は最短で釧路まで行かなけれ ば、この治療は受けられません。

一定のがん治療が終わったとしても、治療結果の有無は別として必ず経過診察というものを受けなければいけない。再発、転移、治療の経過など限りない日々の定期的な検診でございます。いずれにしても医療費、交通費、定期的検診、場合によっては滞在費等無限に莫大な費用が必要なのです。

交通費一例をとっても通院のためにバスを利用すると中標津まで片道 2, 3 9 0 円、バス往復で 4, 3 0 0 円、割引料金です。これを掛ける 2 0 、3 0 とかかるわけです。放射線第 3 次医療にかかるとしたならば、釧路に行った場合 4, 8 5 0 円掛ける、先ほど言った放射線治療となると 3 0 日です。本当に大変な数字になります。

この限りない高負担の現実から患者と家族の方は避けられないわけでございます。この 治療を避けるとしたら、死の選択をしなければいけない、過酷な選択だと私は思うので す。

私が提案したいことは、町立診療所で治療ができない、どうしても町外へ行って治療を受けなければならない患者さんをまずは実態を把握しながら、いろいろなサポートの仕方があると思うのです。そういう収入にもいろいろなものがあると思うのですけれども、バスの往復割引の適用をしてあげるのもよし、それは一つの一例なのですけれども、そういうサポート、何かないのかなという気もするのですけれども、ただ行政の責任の私はとやかくは言いません。言わないですけれども、ただ、ここの診療所で受けられない治療はど

うしても他方へ行かなければならない、そういう裕福的な人はいいですけれども、もしか 生活困窮で大変だと思うのですが、町長それをお答えください。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) まず前段、もし私の答弁の仕方にもし誤解があればというふう に思うのですが、決してピロリ菌のことについて有効でないということを申しているわけ ではありません。

私は浅香先生とは、少なからず今まで何年も前から北海道医療対策協議会のメンバーの 1人としてお会いもしていますし、羅臼の現状についてもいろいろとお話をさせてもらっ て指導もいただいていると、その指導の中にあって病院から診療所への移行と、あるいは 指定管理者のことも含めていろいろと話も聞いてもらったという経緯もありますので、浅 香先生が研究の結果としてお話ししていることについて、それを私は決して否定するもの ではないということをまず御理解をいただきたいと、その上で、私の申し上げたのは厚生 省の研究班がそういう形でもって今、検証の途中であるということだというふうに思いま す。なので、最終的な結論が出ていないのだということを申し上げたということでござい まして、まず冒頭、そのことについて御理解をいただきたいと思うわけであります。

そこで、今、いろいろとお話がありました財政的な負担が伴うのだということについては十分、それは理解もできることであります。それはそれとして、そういう場合については当然、医療扶助という問題もあります。町でできること、できないこと、あるいはこういう個々のそういう症例についてどこまでそれが可能なのかということ、まず髙村議員の実態把握、これについては当然のことながら、どのようなサポートができるのだと、すべきでないかということも含めて御提案として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

〇議長(村山修一君) 髙村君。

〇4番(髙村和史君) 今のその町長の厚生省の研究の成果、これ私も判断が違ったかも しれません。

まず、町長の言われているようにピロリ菌の、これは我が町でも広報のいろいろな形の中で進めていただけることはいいのですね。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 集団検診の中で実施してまいりたいというふうに思います。

〇議長(村山修一君) 髙村君。

○4番(高村和史君) 今、町長がそのようにお答えいただきました、ありがとうございます。よろしくお願いしたいと思いますけれども、まずピロリ菌の検査なのですけれども、今、検査法というのは通常の胃がん検診の中ではピロリ菌検査、見つけることができないのです。レントゲンの来ている、やはりピロリ菌の検査は組織鏡検法だとかいろいろありまして、今、町長が言っているのは恐らくがん検診の車のことを言っているのかなと、そのように聞き取れるのですけれども、まずは基本的にこのピロリ菌の検査法として

は胃カメラを使用する、それで胃がちょっと異常があった場合、これが適用なのです。これは医師が判断しなければだめなのです。

ただ、今、一般的に簡単にできる検査法というのは医師もこれは認めてあなたは胃炎ですよ、ピロリ菌の検査をしましょうと受けられる検査は胃炎だとか、ちょっと私が病院に行って胃が痛い、先生にピロリ菌の検査をちょっとしてもらいたい、これは適用なのです。それ以外は6万くらいかかるのです、適用外というのは。

ただ、今、町長言われる一般検診の中のピロリ菌検診はまだ適用外なのです。適用内と 適用外は二通りあるのです。そこら辺もちょっと精査した中で。

- 〇議長(村山修一君) 保健福祉課長補佐。
- **〇保健福祉課長補佐(洲崎久代君)** 議員のおっしゃるとおり、集団検診の中でピロリ菌の検査をしていくということ、いろいろと方法が限られていると思いますので、今後、その方法につきましては検診センターとよく協議をして進めてまいりたいと思っています。
- 〇議長(村山修一君) 髙村君。
- **○4番**(高村和史君) そうですね、ただ、一般的に今、ちょっとまた話をぶり返すようで悪いのですけれども、浅香先生が言う、この町に来てピロリ菌の除菌をしてあげましょうというのは、中身はよく読んでいただければわかるのですけれども、それも一読しておいて、今、大事なことは先ほども言ったように、まずそこで除菌されると、一生その子供たちが生涯ピロリ菌の検査を受けないで、がんにもならないという大きなメリットだけをしっかり捉えてほしいのです。

それと、我々年齢でもピロリ菌がいるとしたならば、それは除菌することによってがんにはならないという、がんにはならない、98%ですよ、そういうような大きなメリットがあるものですから、ひとつもうちょっとこの問題難しいかなと思うのですけれども、やはり行政と取り組んでいる町もありますから、やはり我が町の場合のような、こういう第1次医療に移管しなければならないことは、やはり対応していただきたいなと、このように思います。

参考なのですけれども、この1980年代にピロリ菌を見つけたオーストリアの2人の病理学者なのですけれども、ロビン・ウォーレンとバリー・マーシャルという、この2人なのですけれども、この人はピロリ菌を発見によって世界中の胃病、胃がん、この人は救ってもらえるというか、ノーベル賞をこのお二人はもらったくらい大きな発見だったということも一つ覚えていただきたいなと。

この先生が言うのも、やはり世界の人たちがこの胃がんのメカニズム、解析にわからない部分を解明したのだから、ぜひこの除菌に全力でやってほしいというふうに言っておられます。

いずれにしても、お時間もちょっと、別なほうに入りたいものですから、私の親族、友 人、そしてまた知人も次々とがんの病と闘いながら私の前から亡くなったわけでございま す。がんという、この悪魔の病気はいつも不安とわずかな希望と、また再発、転移という 目に見えない恐怖がまとわりついて、朝目を覚ますと、夜就寝するまで何十回、何百回、がんのことを思い出す、そういう言葉で言いあらわせない壮絶な闘いががんなのです。必死で病気と向き合っている患者を見守る家族、友人の姿、介護する人、介護される人もつらい慟哭の日々が続くわけでございます。がんと宣告された患者は奈落の底に落とされ、それを見守る家族、友人、何もしてやれないもどかしさ、本当に心底から思うことはもう少し発見が早かったら、もう少し病気の見つけるのが早かったらと、この悔しさに胸が痛むわけでございます。

私は当町の推奨している第1次医療の根幹である予防医学の大切さがいかに大事なことか、私は町長の執行方針にもありますようにそれに大きく期待をかけるものでございます。よろしく、これからもお願いをしたいと思います。提案させていただきます。

さて、続きまして道州制の再質問をさせていただきます。

まず、この秋に先ほど冒頭にも言いましたけれども、臨時国会に道州制導入の手続を定めた基本法案を提出されても、今政府はどのような道州制を目指すのか、現段階では具体的なビジョンが全く私には見えてきていません。

まずは、具体的なビジョンを示さなければならないと思うのです。ただ、今言っているように、先ほど町長もお話ししたように、行政コスト削減のためなら地域住民の行政サービス低下につながるような、この自治体はそういうお話をしていますけれども、もうちょっと国のほうで、この問題いい悪いは別です。今の議論で、私も道州制に反対したのですけれども、もうちょっと、こういう大きな問題なのですから、地域のほうに重要課題の道州制に賛成、反対の議論よりもまず、国と地方のあり方、また地域間の格差のあり方、どのように考えているのかと私は思うのです。組織ありき、組織改正ありきではなく国のあり方とか、地方のあり方を議論する機会と議論する場が絶対不可欠ではないかと思うのですけれども、町長いかがですか。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) まず、この道州制を導入するということに関して、地方分権という問題をまず前提として捉えたときに、地方分権、果たしてこれで進むのかどうかということが大きくあるのだと思います。

だから、先ほども申し上げましたように我々自治体を預かる町長、全道の町長の集まりである町村会としては断固反対するのだと、しているのだということも踏まえて、先ほど議会の決議も全道的にほとんど90%近くいただいているという状況の中で、実は今、来週17日に全道の町村会の正副会長と全道の議会の正副議長さんと札幌でこのことに関して緊急に集まって、政府に向けてどういう行動をとるのかということを協議することにしております。

したがって、道州制自体で何がでは問題なのかということがいろいろあるかと思います。私は同じ道州制でも北海道の場合は、北海道という形の中で地続きしているところないわけですから、県と合併するとかということは恐らく議論として出てきていないでしょ

うけれども、東北などでは、どこと、どこと県を合併というか、統合するのだというところから始まると非常に簡単にいく話しではないだろうというふうに思っていまして、そういう点からも全国の町村会も町村の集まりである町村会も反対しているというような状況でございます。

したがって、私としては当然、その構成員の一人でありますので、その中でもって全てこの道州制については思いを同じにしながら行動してまいりたいというふうに思っているところであります。羅臼町にとっては決していい状況になるというふうに思ってございません。

〇議長(村山修一君) 髙村君。

○4番(高村和史君) 町長にまた聞きたいことがあるのですけれども、今、この道州制の議論の中で各全国議長会、北海道議長会もそうです、全国の市長会もそうです、全国の知事会もそうなのですけれども、一貫してこの道州制法案を今つくるための基礎法案ですね。これを今、通そうとしているのです。前提です。

町長は、この基礎自治体という概念ですね、どのように捉えていますか。

〇議長(村山修一君) 町長。

○町長(脇 紀美夫君) 基礎的自治体ということについては、先ほど髙村議員もおっしゃっていたように人口10万から、あるいは30万という単位ですから、決して、ではこの中で基礎的自治体といいますと、根室管内でいくと全1市4町が集まっても8万ですね。そうすると、根室・釧路管内一つにならなければ基礎的自治体と言われないということだと思います。

したがって、そういうことも大きな課題でありますので、軽々にそれを進めるということには決してならないと。なぜ、道州制が必要なのだということの議論、あるいは国民的な合意が必要であろうと。

したがって、地方6団体と言われているそれぞれ市、町村、議会、町村長、しかし知事の中にあっては一部賛成しているということも一つあります。先ほど御案内のあった我が町の、北海道の知事も一応賛成ということに聞いておりますので、そういう点も含めながら今後、調整をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長(村山修一君) 髙村君。

○4番(高村和史君) 町長のニュアンス的なことはわかりましたけれども、ただ、これから議論する中で、これは私、先日、東大の大森先生と話し合ったのです。電話でしたけれども、30分くらいお話しさせていただきまして、この道州制の議論の問題で、今回、道州制議論の中で気になる用語で市町村と言わず、市町村とは言わないのですよ、羅臼町とか、基礎自治体と言ってる点です。これ、どこの書物を見てもそうです。基礎自治体と言っている点で、ここで注意しなければいけないことは、基礎自治体は地方公共団体の名称ではないのです。地方公共団体の名称ではないということです。また、法律用語でもない。この言葉には深い意味があるようです。

市町村という呼称上の区別はしないで、基礎的な地方公共団体、一つの名称であらわそうとしている、そういうような解釈もできる、道州に包括される基礎自治体はやはり現行の市町村の合併再編なしでは基本的には成り立たないというのが今、基礎自治体というのは、これからこの議論にはこれがよく出てくると思いますけれども、この基礎とはどういう意味なのかと考えると、市町村の区域を基礎とするということは、現行の市の中に合併によってその区域を広げず、道州内の基礎自治体になれるところが出てくる、当然、釧路あたりはなれます、可能性はあります。

ただ、今、国でこの基礎自治体をつくるのに10万、20万、30万と、10万から20万になると、釧路は一つの基礎自治体になる。それでないとここら辺はなれる町がない。帯広抜かしたほか、その場合は、ではどうなのといった場合は、やはり市町村合併という選択をしなければ、市町村が再編しなければ、この道州制には移行できないという議論構造になっていると、このように解釈するわけでございます。

ただ、平成の大合併は日本全国、北海道にもいろいろな波紋とメリット、デメリット、いろいろな形の中で、やはり検証をせざるを得ないと私は思うのです。これから、この道州制問題はこれから先の長い話ですけれども、これは町長、私しかっと言っておきますけれども、この町が残る、残さないという議論より、移譲の問題もあります。政治がきちんとしっかりしなければだめなのです、やはり町のリーダーがきちんと核を持たなければ、この難局は私は乗り越えないと思います。国の政府のことに対して、こうやれと言ったときに打ち勝つ場面を持ってください。やはり、それこそ市町村の首長のこれは権威の問題だと私は思います。

そういうことで、道州制の問題とがんに対する予防の質問、終わらせていただきますが、町長、道州制に限りちょっと町長からコメントがあったら一言述べていただきたいのと、この町が議長会では町が疲弊する、四つの北海道議長会で出ているのです。それぞれ勘案した中で、特に我が町6,000人口はなくなるも同然なのです。そこら辺もひとつ踏まえた中でお答えいただきたい。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(脇 紀美夫君) 国が法律で決めるというような手続きになっていきますと、結果として経過がどうであれ、そういうふうになった場合には大変なことになるなという思いをしております。

したがって、こういう小さな自治体、結果として求めざるというか、そういうことをなくてはいけないと思いながら、結果としては合併せざるを得ない状況に追い込まれるのだと、先ほど言ったように基礎的自治体、基礎自治体というのはどういうことなのかということも踏まえたときに、例えば小さな、小規模の今、市町村は、その基礎的自治体の中におかれてしまうというようなことも含めると、結果として成り立っていかないということになりますから、勢い基礎的、基礎自治体という形の中に収れんされてしまうと。

やはり、これは私としてはこの町を預かる町長の立場としては、幾ら小さな規模であろ

うと、この町をしっかり町民の幸せのために守っていくという大きな決意の中で今後、この道州制の問題については対応してまいりたいというふうに思っておりますので、いずれにしても議員皆様の御理解もひとついただきたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

- 〇議長(村山修一君) 髙村君。
- **〇4番(高村和史君)** 長時間お疲れのところ、大変ありがとうございました。 首長の決意も聞いたところで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(村山修一君) これで、一般質問を終わります。

◎日程第7 議案第39号 羅臼町教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて

○議長(村山修一君) 日程第7 議案第39号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(脇 紀美夫君) ただいま上程されました、議案第39号、57ページをお願いいたします。

羅臼町教育委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきまして、北海道目梨郡羅臼町麻布町56番地3。

氏名につきましては、川越優英知氏でございます。

生年月日は、昭和29年9月8日、満60歳でございます。

任期につきましては、平成26年10月1日から、平成30年9月30日まででございまして、川越優英知氏につきましては、平成18年10月1日から現在まで2期8年間、教育委員として御活躍いただいており、その経験、実績からしても最適任であり、引き続き選任いたしたく、満堂の御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第39号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第8 報告第6号 専決処分した事件の承認について

○議長(村山修一君) 日程第8 報告第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

〇副町長(鈴木日出男君) 報告第6号、議案の1ページでございます。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、 承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の 規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成26年7月29日でございます。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ299万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,242万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、18款1項繰越金、299万2,000円を追加し、1,468万8,000円。 歳入合計299万2,000円を追加し、37億8,242万3,000円。

歳出でございます。6款1項商工費、299万2,000円を追加し、9,094万円、 歳出合計299万2,000円を追加し、37億8,242万3,000円。

6ページ、事項別明細書でございます。

歳入、18款1項1目繰越金、299万2,000円の追加でございます。歳入に当た

る額を前年度繰越金に求めたものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。6款1項商工費8目温泉供給費でございまして、温泉井戸のしゅんせつ委託でございます。7月19日、泉源であります5号井戸が閉塞状態となりまして、直ちに予備泉源である1号井に切りかえをし、供給を始めたところでございます。

しかし、1号井にもスケールの付着が著しく、安定供給ができない状況にあったということから、観光シーズンでもあり一刻も早い安定供給を求められましたので、専門業者に委託し、しゅんせつを依頼したものであります。その経費299万2,000円を専決処分させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第6号専決処分した事件の承認については、承認すること に決定しました。

ここで、3時20分まで休憩します。3時20分再開します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第32号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(村山修一君) 日程第9 議案第32号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正 予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案の14ページをお願いいたします。

議案第32号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,118万9,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億2,361万2,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加変更は、「第2表 地方債補正」による。

15ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

11款分担金及び負担金70万円を追加し、3,862万2,000円、1項分担金70万円を追加し320万円。

13款国庫支出金391万1,000円を追加し、1億7,437万1,000円、2項 国庫補助金391万1,000円を追加し、5,503万8,000円。

14款道支出金616万円を追加し1億2,030万円、2項道補助金590万円を追加し、4,473万9,000円、3項道委託金26万円を追加し、933万4,000円。

16款1項寄附金1,229万4,000円を追加し、1,340万4,000円。

17款繰入金1項基金繰入金2,057万6,000円を減額し、1億8,842万4,00円。

20款1項町債3,870万円を追加し、3億8,886万7,000円。

歳入合計4,118万9,000円を追加し、38億2,361万2,000円。 歳出でございます。

2 款総務費 2,390万4,000円を追加し、8億1,957万円、1項総務管理費 2,277万7,000円を追加し、7億8,809万8,000円。2項徴税費112万7,000円を追加し、674万1,000円。

3款民生費6万3,000円を追加し、4億3,968万8,000円、1項社会福祉費6万3,000円を追加し、3億3,980万5,000円。

4款衛生費229万1,000円を追加し6億384万2,000円、1項保健衛生費229万1,000円を追加し、2億3,934万4,000円。

5 款農林水産業費691万7,000円を追加し、5,835万3,000円、1項農業費220万円を追加し、1,887万5,000円、3項水産業費471万7,000円を追加し、3,783万6,000円。

6款1項商工費464万4,000円を追加し、9,558万4,000円。

8 款教育費 3 3 7 万円を追加し、3億4,362万3,000円、1項教育総務費26万円を追加し、3,876万6,000円。2項小学校費249万1,000円を追加し、6,

270万6,000円。6項保健体育費61万9,000円を追加し、1億2,728万7,000円。

歳出合計4,118万9,000円を追加し、38億2,361万2,000円。

17ページでございます。

第2表地方債補正でございます。

追加でございます。職員住宅解体事業債370万円、福寿園屋根改修事業債440万円、ちゅうりっぷ保育園屋根改修事業債430万円、羅臼小学校体育館屋根改修事業債2,000万円、いずれも過疎債でございまして、今般、ソフト事業として過疎債の充当が許可されたものでございます。

起債の方法、証書借り入れ、または証券発行、利率5%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還、または低利に借りかえすることができる。

次に変更でございます。松法川北岸遺跡資料活用事業債でございます。これにつきましても、過疎事業債でありまして300万円の限度額を930万円に変更するものでございます。

当初、北方領土隣接振興補助金の充当を見ておりましたが、今般、国の財政事情から充 当が不可能ということになりまして、この差額を過疎債が充当になったということの変更 でございます。

- 18ページをお願いいたします。事項別明細書でございます。
- 11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金70万円の追加でございます。道営草地整備改良事業の受益者負担分でございます。
- 13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、新設でございまして391万 1,000円でございます。社会保障税の番号制度システム導入に伴う整備補助金でございます。
- 14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金590万円の追加でございます。2点ございまして、1点は新規就農者に対する補助金の交付150万円でございます。水産業に対する地域づくり総合交付金440万円でございます。
- 3款道委託金2目教育費道委託金26万円の追加でございます。羅臼小学校が土曜授業 推進事業のモデル校として指定されたものの委託金でございます。
- 16款1項寄附金1目総務費寄附金、1,176万1,000円の追加でございます。善意による寄附の採納があったものでございまして、知床保全事業4件、1,011万1,340円、中学校建設事業に6件165万円でございます。

次に、農林水産業費寄附金53万3,000円でございます。歳出の事業にかかわる漁 協の負担分として松法漁港の改修に充てる寄附金の採納でございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金2,057万6,000円の減額でございます。財政調

整基金2,215万8,000円の減額、減債基金8万2,000円の繰り入れ、地域づくり基金繰り入れ150万円、それぞれ事業に対して繰り入れするものでございます。

20ページをお願いいたします。

1 款町債1項総務債370万円の追加でございます。これにつきましては、職員住宅解体事業債が認められたものであります。2目民生債福寿園屋根改修事業債、ちゅうりっぷ保育園の屋根改修事業債、それぞれ新規に過疎債が認められたものでございます。5目教育債2,630万円、松法川北岸遺跡の資料活用事業債630万、羅臼小学校体育館屋根改修2,000万円でございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,176万2,000円の追加でございます。歳入で申し上げました寄附採納のあったものを知床羅臼まちづくり基金に積み立てるものでございます。10目財産管理費641万2,000円の追加でございます。今般、社会医療法人孝仁会が看護師の住宅建設に伴いまして、その土地確保のために民有地を取得するものでございます。なお、法人のほうには無償で貸し付けするものでございます。

16目電子計算費460万3,000円の追加でございます。歳入にありましたとおり、社会保障税番号制度のシステム整備にかかわる改修費でございます。

2項徴税費1目税務総務費112万7,000円でございます。法人町民税等が確定申告に伴い還付が発生いたしましたので、現予算で不足を生じましたので追加をさせていただくものでございます。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費、これにつきましては財源の調整であります。7目特別会計操出金6万3,000円につきましては、介護保険事業にルール分を繰り出すものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費163万1,000円の追加でございます。

24ページをお願いいたします。

法律に基づき追加された予防接種、高齢者の肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン接種、これにつきまして追加補正するものでございます。

3目環境衛生費66万円につきましては、自由形1基、企画型1基の墓地返納がございましたので、その返還金でございます。

5 款農林水産業費1項農業費2目農業振興費220万円の追加でございます。1点は、新規就農者に対する交付金でございまして、150万円でございます。道営草地改良事業に伴う負担金70万円でございます。

3項水産業費2目水産業振興費365万円の追加でございます。まず、440万円でございます。これにつきましては、漁協に対する補助金でございまして、水産加工の機器整備ということですりみ、それから乾燥機を新規に購入するということで採択をいただきましたので、これの補助金として交付するものでございます。

北海シマエビの放流事業補助金につきましては、漁協の都合によりまして事業を中止するものでございます。

3目漁港管理費106万7,000円の負担金でございます。松法漁港の岸壁補修が今後、出てきておりまして、これは新規に採択なったものでございますが、今年度は調査費に対する負担金でございます。

6款商工費1項商工費8目温泉供給費464万4,000円の追加でございます。これは、1号井の老朽化によりましてバルブが破損をいたしているものでございまして、これの修繕374万2,000円と湯ノ沢地内を走っている本管に漏水漏れが発見されました。これは老朽化によるものでございまして、この修繕、合わせて464万4,000円でございます。

8款教育費1項教育総務費3目義務教育振興費26万円の追加でございます。歳入にありましたとおり、羅臼小学校が土曜授業の推進ということで国のモデルに指定をされておりまして、それの事業補助金でございます。

2項小学校費1目学校管理費249万1,000円でございます。羅臼小学校の校舎の 暖房用温泉管から漏水が発見されたものでございまして、調査の結果、管の破損というこ とがわかりましたので、早急に今後、修繕が必要となったということでございます。

3項中学校費3目学校建設費、これにつきましては財源の調整でございます。

あわせて5項社会教育費4目文化財保護調査費につきましても、財源の調整でございます。

6項保健体育費4目総合グランド管理費61万9,000円につきましては、総合運動公園野球場の内野部分の土の減少が著しく、これを補充し修繕しながら来年の全道大会に備えるものでございます。

9款1項公債費1目元金、これは財源調整でありますけれども、今般、平成26年度の 過疎債ソフト事業の償還金が確定したため、減債基金から繰り入れをするということでご ざいまして、財源の調整をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第32号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、 原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第33号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業 特別会計補正予算

○議長(村山修一君) 日程第10 議案第33号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保 険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(対馬憲仁君) 30ページをお願いいたします。

議案第33号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,405万4,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,088万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3 款国庫支出金308万円を追加し、2億7,552万8,000円、2項国庫補助金308万円を追加し461万円。

5款1項前期高齢者交付金1万円を追加し、5,181万円。

10款1項繰越金5,096万4,000円を追加し、5,096万5,000円。

歳入合計5,405万4,000円を追加し、11億6,088万3,000円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費 5,009万4,000円を追加し、5,985万6,000円、1項総務管理費5,009万4,000円を追加し5,601万8,000円。

2款保健事業費301万9,000円を追加し780万円、2項特定健康診査等事業費301万9,000円を追加し664万7,000円。

7款1項前期高齢者納付金等1万円を追加し12万2,000円。

8款1項後期高齢者支援金等6万1,000円を追加し、1億5,853万8,000 円。

10款諸支出金87万円を追加し119万1,000円、1項償還金及び還付加算金8

7万円を追加し119万円。

歳出合計5,405万4,000円を追加し、11億6,088万3,000円。

33ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目普通調整交付金に6万1,000円の追加につきましては、後期高齢者支援金に対して交付されるものでございます。2目特別調整交付金301万9,000円の追加につきましては、特定健診未受診者勧奨事業に対して交付されるものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金に1万円の追加につきましては、前期高齢者納付金に対して交付されるものでございます。

10款1項1目繰越金に5,096万4,000円の追加につきましては、補正財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

続きまして歳出です。

35ページをお願いいたします。

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費に5,000万円を追加するものでございます。内容につきましては、平成25年度決算において6,621万8,000円の繰越金が生じたことから、留保財源を差し引いた5,000万円を25節積立金、国民健康保険財政調整基金積立金に追加するものでございます。

なお、この結果、基金の残高は1億2,911万2,000円となるものでございます。 2目連合会負担金に9万4,000円を追加するものでございます。内容につきまして は、負担金の額の確定により19節負担金補助及び交付金、国保連合会負担金に9万4, 000円を追加するものでございます。

2款保健事業費2項1目特定健康診査等事業費に301万9,000円を追加するものでございます。

内容につきまして、平成20年4月から始まりました生活習慣病予防のための特定健康 診査につきましては、受診券の配布や広報での周知、春と秋の総合健診のほか、診療所で の受診を可能にするなど、受診機会の拡大や受診勧奨も行い、受診率の向上に勤めてきた ところでありますが、平成25年度の受診率の暫定値では19.2%と低迷している状況 にあることから、平成25年度及び後年度の特定健診未受診者を対象に文書勧奨や電話勧 奨を行うなど、受診率の向上を目指すものでございます。

なお、この経費につきましては、全額が国庫支出金により措置されるものでございます。

7款1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金に1万円を追加するものでございます。内容につきましては、納付金の額の確定により19節負担金補助及び交付金、前期高齢者納付金に1万円を追加するものでございます。

8款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金に6万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、納付金の額の確定により19節負担金補助及び交付金、後期高齢者支援金に6万1,000円を追加するものでございます。なお、この経費につきましても、全額が国庫支出金により措置されるものでございます。

続きまして、35ページから37ページにわたりますが、10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金に80万円、3目償還金に7万円をそれぞれ追加するものでございます。内容につきましては、被保険者が転居に際して資格を喪失していることが判明し還付金が生じましたが、これまで既に4件28万3,000円を還付しており、予算に不足を生じる見込みであることから、23節償還金利子及び割引料保険税還付金に80万円と還付加算金に7万円をそれぞれ追加するものでございます。なお、この補正予算につきましては、9月4日開催の第3回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第33号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第34号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業 特別会計補正予算

○議長(村山修一君) 日程第11 議案第34号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

〇地域包括支援センター課長(斉藤健治君) 議案の39ページをお願いいたします。

議案第34号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。 平成26年度日梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定める

平成26年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,376万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,295万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

40ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料11万2,000円を追加し7,281万9,000円。

3款国庫支出金12万7,000円を追加し9,931万7,000円。1項国庫負担金10万2,000円を追加し7,652万円。2項国庫補助金2万5,000円を追加し2,279万7,000円。

4款1項支払基金交付金14万7,000円を追加し1億1,589万4,000円。

5款道支出金6万3,000円を追加し5,348万円。1項道負担金6万3,000円を追加し5,152万3,000円。

7款繰入金6万3,000円を追加し7,732万1,000円。1項他会計繰入金6万3,000円を追加し6,514万1,000円。

8款1項繰越金2,324万8,000円を追加し2,324万9,000円。

歳入合計、2,376万円を追加し4億4,295万4,000円。

続きまして、歳出です。

1 款総務費1,666万5,000円を追加し2,043万3,000円。1項総務管理費 1,666万5,000円を追加し1,814万4,000円。

2款保険給付費、51万2,000円を追加し3億9,403万1,000円。1項介護サービス等諸費41万円を追加し3億5,227万6,000円。2項介護予防サービス等諸費10万2,000円を追加し、710万3,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金658万3,000円を追加し668万4,000円。

歳出合計、2,376万円を追加し4億4,295万4,000円。

42ページをお願いいたします。事項別明細書、歳入です。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料11万2,000円の追加から、3 款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金10万2,000円の追加。2項国庫 補助金1目調整交付金2万5,000円の追加。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金14万7,000円の追加。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金6万3,000円の追加。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金6万3,000円まで、1款から7款までの追加分につきましては、この後、歳出で御説明いたします住宅改修費と福祉用具購

入費の増額に伴うルール分でございます。

8款1項1目繰越金2,324万8,000円の追加につきましては、前年度繰越金でございます。

44ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,666万5,000円の追加です。内容につきましては、前年度繰越金2,324万8,000円から介護給付費交付金等の額の確定に伴う返還金の財源分を差し引いた残りの額1,666万5,000円を、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費2目介護療養費で、41万円の追加です。内容につきましては、居宅介護住宅改修費が当初予算より増加が見込まれることによるものでございます。

2項介護予防サービス等諸費2目介護予防療養費で10万2,000円の追加です。内容につきましては、介護予防福祉用具購入費が当初予算より増加が見込まれることによるものでございます。

5 款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金で658万3,000円の追加です。内容につきましては、国庫支出金等返還金で、前年度分介護給付費等交付金の額の確定に伴い、国庫、道費及び支払い基金へ交付額の超過した分を返還するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで、質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第34号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第34号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第35号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算

○議長(村山修一君) 日程第12 議案第35号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保 険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(対馬憲仁君) 46ページをお願いいたします。

議案第35号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。 平成26年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定める ところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ262万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,469万9,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

47ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款道支出金1項道補助金、131万円を追加し181万3,000円。

4款1項繰越金、131万5,000円を追加し131万6,000円。

歳入合計262万5,000円を追加し、1億3,469万9,000円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費1項総務管理費262万5,000円を追加し、1億3,152万6,000円。

歳出合計262万5,000円を追加し、1億3,469万9,000円。

49ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入です。

2 款道支出金1項道補助金1目北方領土隣接地域振興等事業補助金に131万円を追加するものでございます。内容につきましては、医療備品の整備費用に北方領土隣接地域振興等事業補助金が認められたものでございます。

4款1項1目繰越金に131万5,000円を追加するものでございます。内容につきましては、医療備品の整備費用の財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

続きまして歳出です。51ページをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費に 2 6 2 万 5,000円を追加するものでございます。内容につきましては、旧診療所から移設して使用していましたガス滅菌器及び全自動高圧蒸気滅菌器が最近、故障が頻発するなど診療所の運営に支障を来す状況となっていることから、機器の更新を行うため医療再生に要する経費の 1 8 節備品購入費に 2 6 2 万 5,000円を追加するものでございます。なお、この経費につきましては 2 分の 1 が北方領土補助金により措置されるものでございます。

また、この補正予算につきましては9月4日開催の第3回国保運営協議会に諮問し、原 案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第35号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所 事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第36号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第13 議案第36号重度心身障害者及びひとり親家庭等の 医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(対馬憲仁君) 53ページをお願いいたします。

議案第36号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のとおり制定する。

5.4ページをお願いいたします。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代 育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正さ れたことから、所要の規定の整備を行う必要が生じたものでございます。

改正条文でございます。

第2条第2項中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、

「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第3項中「父子家庭であってひとり親家庭等の母に準ずる男子をという」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前項各号のいずれかに該当するものであること」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上でございますが、別冊参考資料の2ページ、資料2に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第36号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の 助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長(村山修一君) 日程第14 議案第37号工事請負契約の締結についてを議題と します。

小野哲也君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

暫時休憩します。

午後 4時00分 休憩

午後 4時01分 再開

〇議長(村山修一君) 再開します。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

〇建設水道課長(北澤正志君) 55ページをお願いいたします。

議案第37号工事請負契約の締結についてでございます。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の 議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的、海岸町コミュニティセンター新築工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、6,814万8,000円。
- 4、契約の相手方、酒井・佐久間・小野経常建設共同企業体。代表者、目梨郡羅臼町栄町11番地6、有限会社酒井建設、代表取締役酒井祐藏でございます。

参考としまして、予定工期は、平成26年9月17日から平成26年12月26日まででございます。

同工事につきましては、木造平屋建て、床面積326.68平米でございます。

なお、参考資料としまして、別冊の参考資料3ページ、資料3に平面図及び立面図を載せてございますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第37号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第37号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第37号工事請負契約の締結については、原案のとおり 可決されました。

小野哲也君の入席を願います。

暫時休憩します。

午後 4時02分 休憩

午後 4時03分 再開

〇議長(村山修一君) 再開します。

◎日程第15 議案38号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長(村山修一君) 日程第15 議案第38号北海道市町村職員退職手当組合を組織

する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田洋二君) 56ページをお願いいたします。

議案第38号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次の とおり変更する。

このたびの規約の変更につきましては、根室北部廃棄物処理広域連合が平成27年4月 1日付で新たに加入することになったことから、規約の別表の一部を変更するものでありまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

別表、(根室)の項中、「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合根室 北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の 許可の日から施行するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで質疑終わります。

これから、議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第38号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 認定第1号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算 認定について

◎日程第17 認定第2号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第3号 平成25年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について ◎日程第19 認定第4号 平成25年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第5号 平成25年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第21 認定第6号 平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出 決算認定について

◎日程第22 報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告 について

◎日程第23 報告第8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長(村山修一君) 日程第16 認定第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第21 認定第6号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定及び日程第22 報告第7号平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第23 報告第8号平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告についての8件を、一括議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単 明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案の58ページでございます。

認定第1号でありますが、ただいま一括上程された認定6件、報告2件についての説明 をいたします。

平成25年度各会計歳入歳出決算書を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するものでございまして、その説明につきましては、ただいま議長からお話がありましたとおり、簡潔にということでございまして、参考資料総括表をもって説明をさせていただきます。

なお、決算数値につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年 度繰越額、差引額ということで説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、認定第1号でございます。一般会計の決算でございます。

収入済額38億5,208万5,666円、不納欠損額1,220万9,721円、収入未済額1億7,193万5,612円、支出済額37億9,480万9,999円、翌年度繰越額117万2,000円、歳入歳出差引残額5,727万5,667円の黒字でございます。

認定第2号、国民健康保険事業特別会計。

収入済額11億4,492万5,189円、不納欠損額2,138万8,848円、収入未

済額1億3,757万6,953円、支出済額10億7,870万6,584円、歳入歳出差 引残額6,621万8,605円の黒字でございます。なお、9月4日に開催されました国 保運営協議会おいて報告し、承認をいただいているものでございます。

認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億3,396万6,824円、不納欠損額35万600円、収入未済額753万7,836円、支出済額4億1,071万8,574円、歳入歳出差引残額2,324万8,250円の黒字でございます。

認定第4号後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額5,763万6,670円、不納欠損額70万円、収入未済額21万6,300円、支出済額5,731万8,020円、歳入歳出差引残額31万8,650円の黒字でございます。

認定第5号国民健康保険診療所事業特別会計でございます。

収入済額1億4,608万7,830円、収入未済額257万7,287円、支出済額1億4,476万6,079円、歳入歳出差引残額132万1,751円の黒字でございます。9月4日開催の国保運営協議会に報告し、承認をいただいているものでございます。合計は省略いたします。

次に、認定第6号の水道事業会計でございます。

収益的収入及び支出。

収入決算額2億2,875万7,203円、支出決算額2億216万8,645円。差引 過不足額2,658万8,558円の黒字となってございます。

資本的収入及び支出。収入決算額1,026万8,000円、支出決算額1億8,645万7,853円。過不足額1億7,618万9,853円の不足となってございます。なお、1億7,618万9,853円の不足につきましては、当年度の損益勘定留保資金から補塡をいたしているものでございます。合計を省略いたします。

次に、議案の10ページをお願いいたします。

報告第7号平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告 するものでございます。

25年度の決算に基づく健全化判断比率でございまして、地方公共団体の財政の健全化にかかる法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。いずれも基準の範囲内となっておるものでございまして、健全化を示しております。

12ページでございます。

報告第8号平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。13ページをお願いいたします。

平成25年度の決算に基づく資金不足比率でございます。これにつきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計において、資金不足ございませんので健全を示しているものでございま す。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりました。日程第22 報告第7号平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第23 報告第8号平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告については受理をいたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任 委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。御異議ありま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いしま す。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 4時13分 休憩

午後 4時17分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に決算特別委員が選出されましたので、事務局長から報告をさせます。

○事務局長(松田伸哉君) 羅臼町各会計決算特別委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から髙島讓二議員、湊屋稔議員、経済文教常任委員会から松原臣議員、鹿又政義議員。

以上でございます。

○議長(村山修一君) ただいま事務局長より報告のとおり、指名したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任 することに決定しました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。

正副議長室でお願いします。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 4時18分 休憩

午後 4時21分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。羅臼町各会計決算特別委員会委員長に鹿又政義君、副委員長に湊屋稔君。以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

鹿又政義君。

〇特別委員会委員長(鹿又政義君) 決算特別委員会委員長の鹿又でございます。

ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の平成25年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定は、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(村山修一君) 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第16 認定第1号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第21 認定第6号平成25年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を、羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第24 発議第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を 求める意見書

○議長(村山修一君) 日程第24 発議第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施

策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番(佐藤 晶君) 発議第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。

賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく髙島讓二、同じく鹿又政義、同じく田中良。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はも とより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備 に伴って算出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6 割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

- 1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続またはこれにかかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。
- 2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の 算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途 に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の維持等のための安定的な財源を確保 すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第24 発議第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実 ・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第25 発議第8号 土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書

○議長(村山修一君) 日程第25 発議第8号土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番(田中 良君) 発議第8号土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。

賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく鹿又政義、同じく坂本志郎。

十砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書。

全国各地で異常な大雨に見舞われ土砂災害が相次ぎ、死者と行方不明者が発生し甚大

な被害を出している。北海道でも宗谷管内礼文町で高さ50メートル、幅50メートル にわたり崩れた土砂が住宅を直撃し2人が亡くなった。また、河川の氾濫によって家 屋・商店、農作物・工場などが浸水し、市民生活や営業にも大きな影響をおよぼしてい る。

これほどの大災害が起きてしまったのは、「1時間の雨量が100ミリを越すような記録的なもの」「50年に一度の大雨」ということもあるが、共通した問題として、大雨に対する対策が遅れていることである。土砂災害警戒区域の指定作業の遅れ、警戒区域に指定するための現地調査の未実施、砂防ダム整備・河川整備の遅れ、避難指示・避難所の受け入れ体制づくり等々、災害に襲われた際、災害を最小限に食い止める対策とその後の対応を改善することが求められている。

土砂災害の対策で最も大切なことは、危険個所を周知し、避難対策を整備することと 施設整備を行うことである。

北海道には約1万2千もの土砂災害危険個所があるが、法律に基づき指定する「土砂災害警戒区域」は約1400個所と、指定率は全国でも最低水準の12%程度にとどまっている。

警戒区域に指定されたなら、土砂災害防止法に基づき、市町村の地域防災計画に災害 発生時の避難路や避難所などの記載、ハザードマップ作成、さらに特別警戒区域に指定 されたなら、宅地開発が許可制になるなど土地利用に規制などの対策が講じられる。

海に囲まれた北海道には、礼文町のように海岸沿いの崖下に居住する地域が多数点在する。警戒区域に指定するための現地調査を急ぎ、その結果を住民に周知することが求められている。

河川の点検を行い、氾濫の危険性があるところの整備が急がれている。

今回のような大災害が全国どこでも起こりうることを前提に、災害を防ぐ対策を抜本 的に見直し、警戒を強めるべきである。

よって、羅臼町議会は、以下の対策を強く国に求めるものである。

- 1、警戒区域指定促進に必要な危険個所調査にともなう事業費の国庫負担割合(現在 3分の1)を増額すること。
 - 2、危険区域の施設整備を行い対策を強めること。
- 3、すでに危険区域に建設されている住宅に対しては、全国各地で実施している「宅地防災工事助成制度」「危険住宅移転事業」(仮称)などの制度を創設すること。
 - 4、河川整備費を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、発議第8号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第25 発議第8号土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第26 発議第9号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法 作業中止を求める意見書

○議長(村山修一君) 日程第26 発議第9号集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の 撤回と立法作業中止を求める意見書を議題とします。

坂本志郎君。

〇6番(坂本志郎君) 発議第9号集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員髙村和史、同、田中良。

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書。

安倍政権は、国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の「閣議決定」を強行した。「閣議決定」は、「憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されない」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府見解を180度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものとなっている。

こうした憲法改正に等しい大転換を、国会での審議もかけず、国民的議論にも付さず に、与党の密室協議を通じて、一内閣の判断で強行するなどというのは、立憲主義を根 底から否定するものである。

「閣議決定」の第一は、従来の海外派兵法に明記されていた「武力行使をしてはならない」、「戦闘地域にいってはならない」という歯どめを外し、自衛隊を戦地に派兵するということである。第二は、「憲法9条の下で許容される自衛の措置」という名目で、集団的自衛権行使を公然と容認していることである。

安倍首相は、「現行の憲法解釈の基本的考え方は、何も変わるところがない」、集団 的自衛権の行使は、「明確な歯止めがある」「限定的なもの」、「日本が戦争に巻き込 まれることはあり得ない」などと、述べているが、断じて許すことができない。若者の 命と人生、日本が憲法9条とともに築いてきた国際的信頼、日本社会の人権と民主主義 などを失うことは明らかである。

従来の政府見解を土台から覆し、「海外で戦争する国」への大転換に踏み出すことに、「自衛隊員に犠牲者が出れば、隊員の応募が激減し、徴兵制になりかねない」との不安が広がっている。

若い世代が、「最大の被害者は私たちだ」「大きな戦争に発展してしまう」「攻撃すれば、今度はテロの危険にさらされる」と、自らの問題としてたたかいに立ちあがり、 子育て世代は、「平和憲法を子どもたちの世代に引き渡したい」と声をあげました。

時事通信の世論調査 (7月11日~14日実施)でも集団的自衛権の行使容認については賛成が33.4%に対し、反対が51.6%に達し、安倍内閣の支持率は前月比6.4%現の44.6%に落ち込み、第二次安倍政権発足以来、最低となっていることは当然である。

よって、羅臼町議会は、憲法違反の「閣議決定」の撤回を求めるとともに、「閣議決定」の具体化と、「海外で戦争をする国」をめざすいっさいの立法作業をただちに中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

〇議長(村山修一君) 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、発議第9号を採決します。この採決は、起立によって行います。 発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立少数です。

したがって、日程第26 発議第9号集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立 法作業中止を求める意見書は、否決されました。

◎日程第27 発議第10号 電気料金再値上げに反対する意見書

○議長(村山修一君) 日程第27 発議第10号電気料金再値上げに反対する意見書を 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番(佐藤 晶君) 発議第10号電気料金再値上げに反対する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月12日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。

賛成者、羅臼町議会議員髙島讓二、同じく、髙村和史、同じく、湊屋稔。

電気料金再値上げに反対する意見書。

先般、北海道電力株式会社においては、火力発電への代替に伴う燃料費の増加等を理由として、一般家庭や商店などの小口利用者向けの「規制部門電気料金」について平均17.03%の値上げを許可申請するとともに、認可の必要がない企業向けの「自由化部門電気料金」についても平均22.61%の値上げを行うことを表明しました。

中小・小規模企業や地域住民は、これまでも国や北海道電力株式会社の要請に応じ、 まさに身を削りながら節電に取り組んできております。

北海道経済は未だに景気回復の実感に乏しく、厳しい状況が続いている折、特に一次 産業とその関連企業の多い当町において、昨年9月に続き電気料金が再値上げされるこ とになれば、冷蔵庫や冷凍庫を備えている小規模な水産加工業にとって大打撃となり地 域経済が破綻しかねず、ひいては町民生活に大きな影響を及ぼすことは必至でありま す。

今回の再値上げ案の発表を前に、国からは一層の経営努力による経費圧縮を求める要請があったと報道されながらも、北海道電力株式会社は明確な答えを出さず、もっぱら道民に負担増を押しつける内容であります。

価格転嫁能力や節電手段に乏しい中小・小規模企業が事業活動を継続していくため、 また、町民の生活水準の維持のため「電気料金再値上げの回避」と「電力の安定供給の 実現」が不可欠であります。

よって、国や道は、北海道電力株式会社に対し、最大限の経営効率化と徹底した経費 削減などを求め、電気料金の再値上げについて回避するため積極的な働きかけをして頂 くよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしくお願いします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第10号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第27 発議第10号電気料金再値上げに反対する意見書は、原案の とおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第28 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長(村山修一君) 日程第28 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 4時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

議員

議員